

流山市情報化推進計画

(令和2年度～6年度)

バージョン	作成日
第1.0版	令和2年(2020年)3月
第1.1版	令和4年(2022年)3月

流 山 市

目次

第1章 計画の策定にあたり	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
第2章 推進のための取り組み	7
1 これまでの情報化推進の取り組み	7
2 流山市 ICT 推進本部	9
3 情報化施策の体系	10
4 情報化推進計画の進捗管理	11
5 情報化に関する人材育成方針	12
第3章 情報化に関する社会環境及び国・県の動向	15
1 社会の動向	15
2 国の動向	25
3 県の動向	40
第4章 本市の現状と方向性	43
1 電子申請・届出等の拡充、電子相談の充実	43
2 オープンデータの取り組み	45
3 ビッグデータ利活用の推進	46
4 匿名加工情報の提供の仕組みの導入	47
5 地域情報化の環境整備に係る取り組み	48
6 マイナンバーカードの普及	50
7 自治体クラウドの推進	55
8 庁内システムにおける自治体情報システム標準仕様の導入	56
9 行政内部事務効率化の推進	57
10 統合型 GIS（地理情報システム）の推進	60
第5章 施策別アクションプラン（各論）	61
各論1 安心・安全で快適に暮らせるまち（防災・防犯環境の整備のための 情報化）	61
各論2 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち（健康・文化の充実の	

ための情報化)	64
各論3 良質な住環境のなかで暮らせるまち（都市基盤・生活環境の整備の ための情報化)	66
各論4 賑わいと魅力のあるまち（産業の振興のための情報化)	69
各論5 誰もが自分らしく暮らせるまち（市民福祉の充実のための情報化)	70
各論6 子どもをみんなで育むまち（子育て・教育の充実のための情報化)	72
各論7 計画を推進するために（市政経営のための情報化)	74
第6章 情報セキュリティ対策	83
1 情報セキュリティポリシーの運用とセキュリティ監査の推進	83
2 CSIRT 設置と情報共有	83
3 情報セキュリティ対策の充実	84
参考資料	
1 流山市における情報化の主な取り組み	86
2 情報化推進計画策定経緯	91
3 流山市 ICT 推進本部設置要綱	91

第1章 計画の策定にあたり

1 計画の目的

本市では、情報化推進施策に係る具体的な取り組みの掲示を目的として、平成17年（2005年）3月に流山市情報化推進計画を策定しました。

流山市情報化推進計画は、ICT（注1）の進歩や市民等のニーズの変化、財政状況の推移、国・県の情報化施策の進展等を踏まえて、情報化に係る環境や技術的な進展に対応するとともに、行政サービスの高度化、行政の手続き等の簡素化・効率化、地域の課題解決の実現を進めるものとします。

また、流山市内の官民データ（注2）活用の推進を図るとともに、将来的な地域課題の自発的な解消や行政及び民間のサービス水準の向上につなげ、市民の利便性向上に寄与し、データの利活用を通じた地域経済の活性化につなげるものとします。

さらに、業務・システムの標準化やクラウド（注3）利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、流山市が抱える諸問題の解消を図るものとします。

（注1）ICT

情報通信技術のこと。

Information and Communication Technology の略。

（注2）官民データ

電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは自治体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

（注3）クラウド

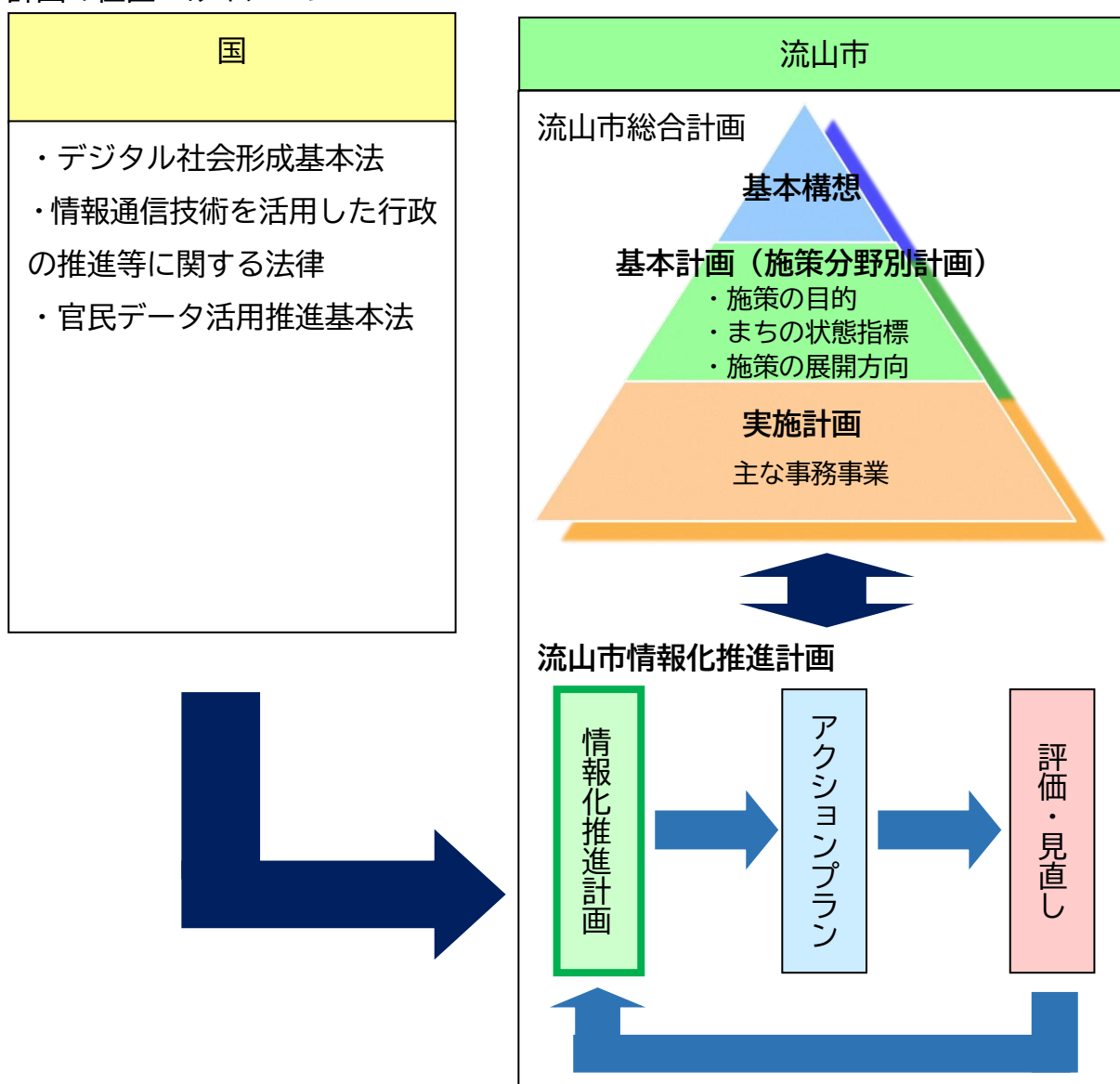
ネットワークを経由して、ハードウェアやソフトウェア等のコンピュータ資源をサービスの形で利用する形態。

2 計画の位置づけ

流山市情報化推進計画は、流山市基本構想、基本計画及び実施計画等の上位計画と整合を図りながら情報化分野における具体的な取り組みを示すものとしします。

また、デジタル社会形成基本法第37条第1項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項及び官民データ活用推進基本法第8条第1項の規定により定められた「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」に基づき官民データ活用等の推進施策を策定する基本的な計画として位置づけます。

計画の位置づけイメージ



上位計画である「流山市基本構想」及び「流山市基本計画」に基づく情報化施策の位置付けは次のとおりです。

(1) 「流山市基本構想」の「第4章 市政経営の基本方針」の「4 生産性の向上と新たな付加価値の創造」(抜粋)

限られた経営資源を活かすため、AI(人工知能)(注4)やロボティクスによる自動処理などの技術革新を積極的に活用し、業務の生産性の向上を図るとともに、職員は職員でなければできない業務に特化することで、行政サービス全体の付加価値の創造を図ります。

(2) 「流山市基本計画」の「第4章 計画を推進するために」の「4 行政経営(1) 効果的・効率的な行政サービスの提供」(抜粋)

マイナンバーの利用による行政手続きの簡素化、AI(人工知能)やロボティクスによる自動処理などの新技術や、さらなるアウトソーシングの推進により、市民にとってより利便性の高い行政サービスの提供と業務の効率化を同時に進めます。

(注4) AI

高度に知的な作業や判断について、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにすること(人工知能)。

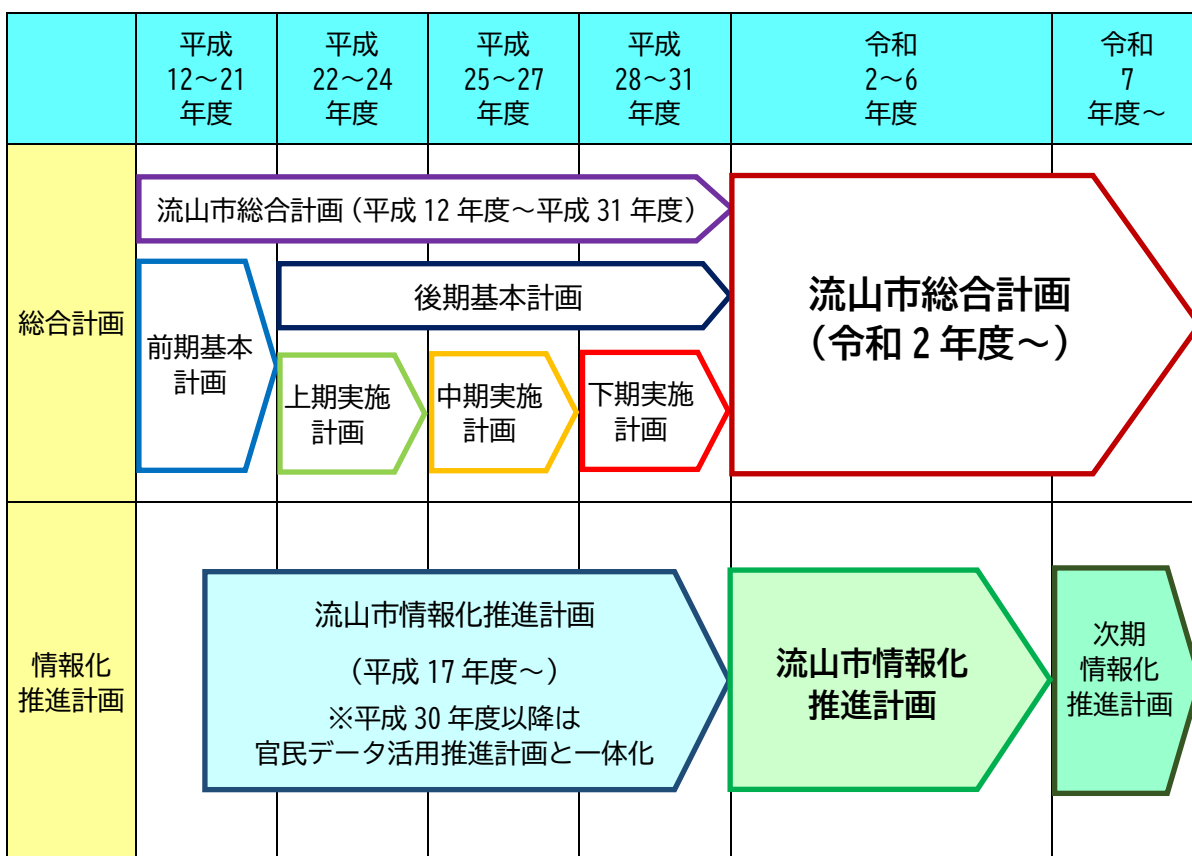
Artificial Intelligenceの略。

3 計画の期間

流山市情報化推進計画の対象期間は、流山市総合計画に基づき、施策を定めるものとして、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和7年度以降に位置付けられている事業についても、社会情勢の変化や情報化の進捗状況等を考慮し、前倒しで行う等、必要に応じて見直しを行うこととします。

本市の総合計画と情報化推進計画の期間



第2章 推進のための取り組み

1 これまでの情報化推進の取り組み

情報化推進計画の策定期間毎の取り組み内容は、以下のとおりとなります。

(1) 平成17年から平成21年までの主な情報化推進の内容

- ・基幹系システムダウンサイジング（注5）
- ・戸籍電算システム導入
- ・安心メール（災害、火災、防犯等の情報）配信開始
- ・電子申請システム導入
- ・蔵書検索システム導入

(2) 平成22年から平成26年までの主な情報化推進の内容

- ・市ホームページCMS（注6）導入
- ・オープンデータ（注7）公開
- ・みどりのメール（イベントや市政情報などの情報）配信開始
- ・SNS（注8）利用開始
- ・情報システムのクラウド利用開始

(3) 平成27年から平成31年（令和元年）までの主な情報化推進の内容

- ・マイナンバー制度開始
- ・統合型GIS（注9）導入
- ・自治体情報セキュリティクラウド（注10）導入
- ・基幹系システム自治体クラウド採用
- ・基幹系システムRPA（注11）導入

(4) 令和2年度から令和3年度までの主な情報化推進の内容

- ・テレワーク用モバイルノートパソコン導入
- ・議事録作成支援システム（注12）導入

課題としては、更なる情報化推進の取り組みにより、職員の事務効率の向上及び負担軽減、市民の利便性の向上を図っていくことが挙げられます。

(注5) ダウンサイジング

機器やシステム等を性能や機能を保ったまま縮小、小型化、小規模化すること。

(注6) CMS

Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報等を一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。

Contents Management System の略。

(注7) オープンデータ

国や自治体等の公共機関が保有するデータを、市民や企業が自由に利用できる形式で公開するもの。

(注8) SNS

人と人との交流を維持・促進するためのインターネット上のサービス。

Social Networking Service の略。

(注9) GIS

デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置の持つ属性情報等の位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システムとのこと（地理情報システム）。

Geographic Information System の略。

(注10) 自治体情報セキュリティクラウド

各都道府県にてインターネットへの接続口とセキュリティ施策を取りまとめ、自治体へサービス提供する仕組み。

(注11) RPA

人がパソコン上で行うキーボードやマウス操作を自動化する技術のこと。

Robotic Process Automation の略。

(注12) 議事録作成支援システム

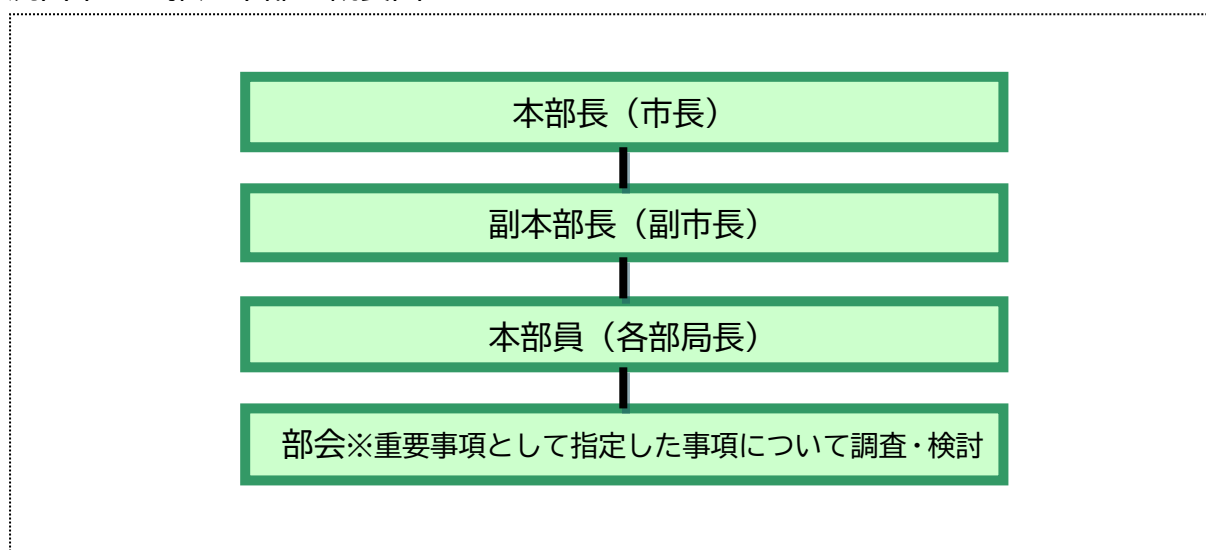
会議における議事録の作成を支援する AI を活用した音声認識サービスのこと。

2 流山市 ICT 推進本部

全庁的な推進組織として市長を本部長とする「流山市 ICT 推進本部」を中心に、総合的かつ戦略的に情報化を推進します。

また、重点的に推進する事業や組織横断的な課題に対しては、ICT 推進本部下に部会を組織するなど、柔軟で横断的な組織編成として取り組むものとします。

流山市 ICT 推進本部の概要図



3 情報化施策の体系

本市まちづくりの指針である総合計画との整合を図るため、本計画における施策の体系も流山市基本構想で定める施策体系に沿うものとします。

【流山市総合計画施策の体系】

まちづくりの基本政策		施策	
1	安心・安全で快適に暮らせるまち (防災・防犯環境の整備のための情報化)	1	防災
		2	消防・救急
		3	交通安全・防犯・消費生活
		4	地域コミュニティ・市民協働
2	生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち (健康・文化の充実のための情報化)	1	健康・医療
		2	生涯学習
		3	文化芸術・歴史
		4	スポーツ
3	良質な住環境のなかで暮らせるまち (都市基盤・生活環境の整備のための情報化)	1	みどり・生物多様性
		2	市街地整備・景観
		3	道路
		4	河川・排水
		5	上下水道
		6	交通
		7	住宅
		8	生活環境
		9	廃棄物
4	賑わいと魅力のあるまち (産業の振興のための情報化)	1	地域経済
		2	農業
		3	ツーリズム
5	誰もが自分らしく暮らせるまち (市民福祉の充実のための情報化)	1	高齢者福祉
		2	障害福祉
		3	地域福祉
		4	共生社会
6	子どもをみんなで育むまち (子育て・教育の充実のための情報化)	1	子ども・子育て
		2	学校教育
	計画を推進するために (市政経営のための情報化)	1	財政運営
		2	資産活用
		3	組織・人材
		4	行政経営
		5	マーケティング

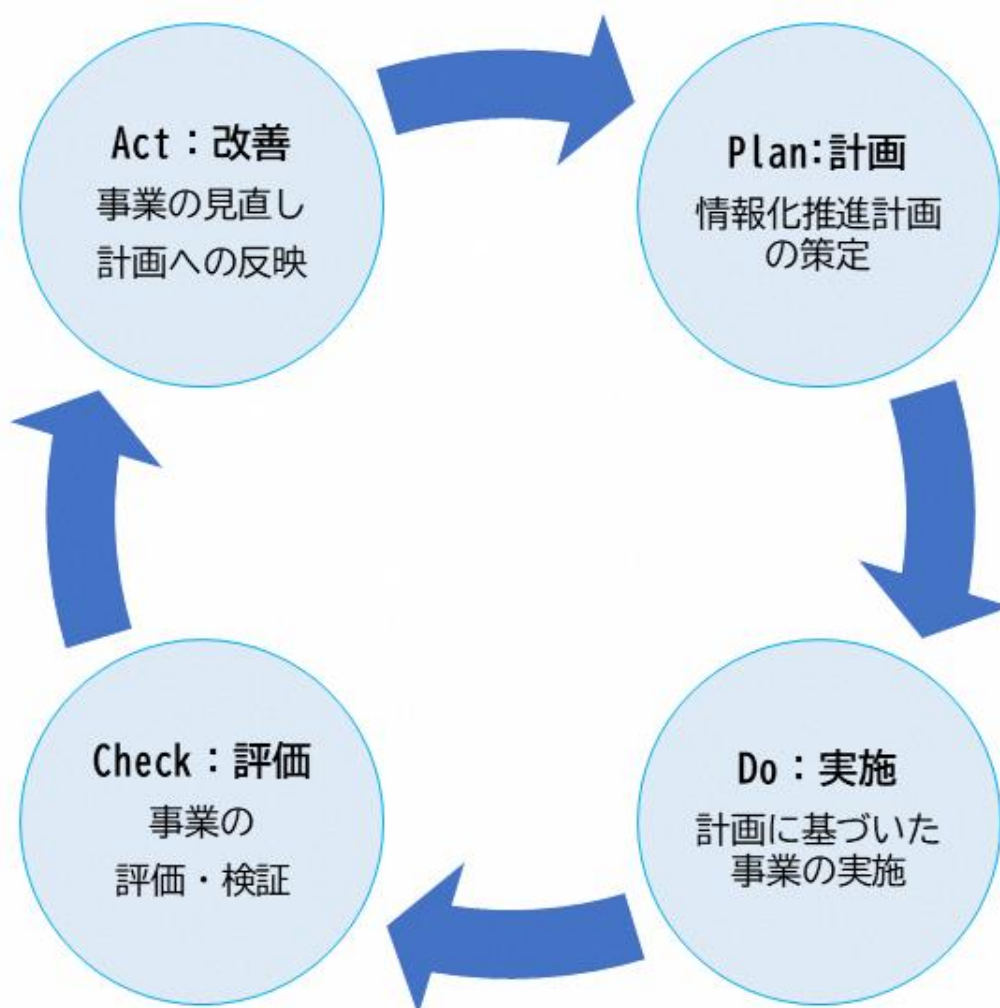
4 情報化推進計画の進捗管理

上位計画である「流山市基本構想」及び「流山市基本計画」に基づきながら、PDCA（注13）サイクルにより進捗管理を徹底し、システム導入・更新時だけでなく、今後も進歩するICT環境の状況を踏まえ、社会情勢に適応した情報化の推進を図っていきます。

（注13）PDCA

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Act）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。

PDCA サイクル



5 情報化に関する人材育成方針

本市における情報化を推進していく上で、各部署において情報化に関する人材育成が不可欠となっています。

特に、マイナンバー制度の施行以後、関係業務の情報システムの対応、情報ネットワークのセキュリティ強化など、本市の情報システムへの要求事項の多様化が進んでいます。

さらに今後、国が策定した「自治体 DX 推進計画」(注14)に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化、行政手続きのオンライン化の推進、また、AI、IoT(注15)等の新しい技術やサービスの登場により、ますます、ICT利活用の高度化・多様化が進むことが想定されます。

このため、全職員に対する ICT サポートや研修を実施し、情報化を推進する人材の育成を図っていきます。

(注14) 自治体 DX 推進計画

「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向け、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく計画のこと。

(注15) IoT

モノのインターネットとよばれ、身の周りの様々なモノがインターネットにつながる仕組みのこと。

Internet of Things の略。

(1) 情報管理部門の役割

- ア 情報ネットワーク及び情報システムの安定稼働
- イ 情報管理部門以外が所管するシステムのサポート
- ウ 庁内情報セキュリティマネジメントの監査及び教育
- エ 情報システムを利用した業務プロセスの改善
- オ 情報化施策の推進
- カ 国、千葉県、近隣市町村との連携

(2) 情報管理部門以外の役割

- ア 情報システムの安定稼働
- イ セキュリティポリシーの遵守
- ウ 情報システムを利用した業務プロセスの改善
- エ システム導入時の情報管理部門との連携
- オ 国、千葉県、近隣市町村との連携

(3) 情報管理部門に必要とされるスキル

情報管理部門へ配属になった職員への教育やスキルの底上げは、「情報管理部門」の大切な役割です。

一方、情報管理部門に配属され、教育を受けながらスキルを身につけた職員の異動は避けられません。

たしかに、人事異動による一時的な情報管理部門のスキルの喪失はありますが、「情報管理部門のスキルを持った職員を庁内へ投入できる」とプラスにとらえて、配属先の ICT 推進をサポートしてもらうという見方もできます。

そのため、新しく情報管理部門へ配属された職員と情報管理部門から異動した職員により、庁内の情報化推進や業務効率化が行われ、組織全体の成長に寄与することも情報管理部門の役割として重要なことです。

以下は情報管理部門に必要とされるスキルとなります。

- ・ 情報ネットワーク及び情報システムの理解
- ・ 情報システムを利用した業務の理解
- ・ 事業者等とのコミュニケーションスキル、ICT 基礎知識
- ・ 情報システム運用の知識
- ・ セキュリティ管理に関する知識

(4) 人材育成

- ア 情報活用スキル向上のためのサポート

各種システムやアプリケーションの活用等により、業務の改善や効率化につながるスキル向上を図るためのサポートを実施していきます。

- イ 情報セキュリティ対策の研修

情報化の進展に伴い、情報セキュリティ対策も変化していくため、全職員に対して、情報セキュリティに関する人的、物理的及び技術的セキュリティ対策の知識習得、行動につなげる研修を継続的に実施していきます。

ウ 情報システム調達の研修

情報システム調達の標準的な手法の確立により、市全体で最適な情報システムの導入を進めるための研修を実施していきます。

エ データ利活用の研修

政策立案や住民サービスの向上を行うため、全庁でデータ利活用に必要な知識や技術の習得を行うための研修を実施していきます。

オ マイナンバー研修

平成29年度から国や地方公共団体等とのマイナンバーをキーとした情報連携が開始され、マイナンバーを含む特定個人情報の管理及び取扱いが重要となっているため e-ラーニングや庁内研修を実施していきます。

カ 統合型 GIS 研修

平成29年度から各課で運用していた地図データ及びシステムを統合し、共通の GIS 基盤を構築することで、業務の更なる効率化、市民サービスの向上、オープンデータ等の取組みの推進するため庁内研修を実施していきます。

キ その他の ICT 研修

外部機関が実施する ICT 研修等も積極的に参加していきます。

(参考) 地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等

実施主体	研修の名称(括弧内は開始年度)	研修期間	対象者(※は直近の定員)	研修内容
地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)	(動画研修) 新任情報化担当者(管理職)セミナー 情報セキュリティ対策セミナー 情報化政策セミナー AI・RPA導入セミナー 自治体DX入門セミナー (ライブ研修) 情報化研修企画セミナー 情報セキュリティ監査セミナー 情報システムに関するe-ラーニング (H26～) 等	動画研修 3か月程度 ライブ研修 1～2日間 e-ラーニング 3か月程度	都道府県及び市区町村の職員 (情報セキュリティ、情報化推進、ICT利活用、ICT技術) ※動画研修：原則、定員設定なし 一部60名及び100名 ※ライブ研修：40名 ※e-ラーニング：500～1,500名 (全5コース)	マイナンバーカードやデータの利活用等、最新動向を踏まえながら、情報政策の企画・立案から政策目標の策定、行政サービスの充実など講義及び演習を通じて、情報化を効率的かつ円滑に推進するための必要な知識を得るための動画研修(19セミナー)、ライブ研修(7セミナー)及び専門e-ラーニング(5コース)を用意
地方自治研究機構 (RILG)	[Society 5.0時代の地方]セミナー (R2-H30、R1：自治体AI活用実務講習会)	東京、仙台、京都、福岡会場 で各1日(※YouTube配信あり) (R2は東京、札幌、京都、福岡)	都道府県及び市区町村の情報政策担当以外の各行政部門の職員 ※各会場50～150名程度(全国4会場)	Society 5.0時代の地方とは、先進事例紹介、AI・RPA等のデモンストレーション
情報処理推進機構 (IPA)	5分でできる！情報セキュリティポイント学習 映像で知る情報セキュリティ IPA Channel (YouTubeチャンネル)	オンラインでいつでも視聴可	-	中小企業の情報セキュリティ対策水準の底上げを図るためのツール 情報セキュリティ上の様々な脅威と対策をドラマなどを通して学べる映像シリーズ、社内研修などでの活用向け IPA Channel では、IPA主催の講演・セミナーの模様のほか、さまざまな動画を配信

(出典) 総務省 自治体 DX 推進手順書

第3章 情報化に関する社会環境及び国・県の動向

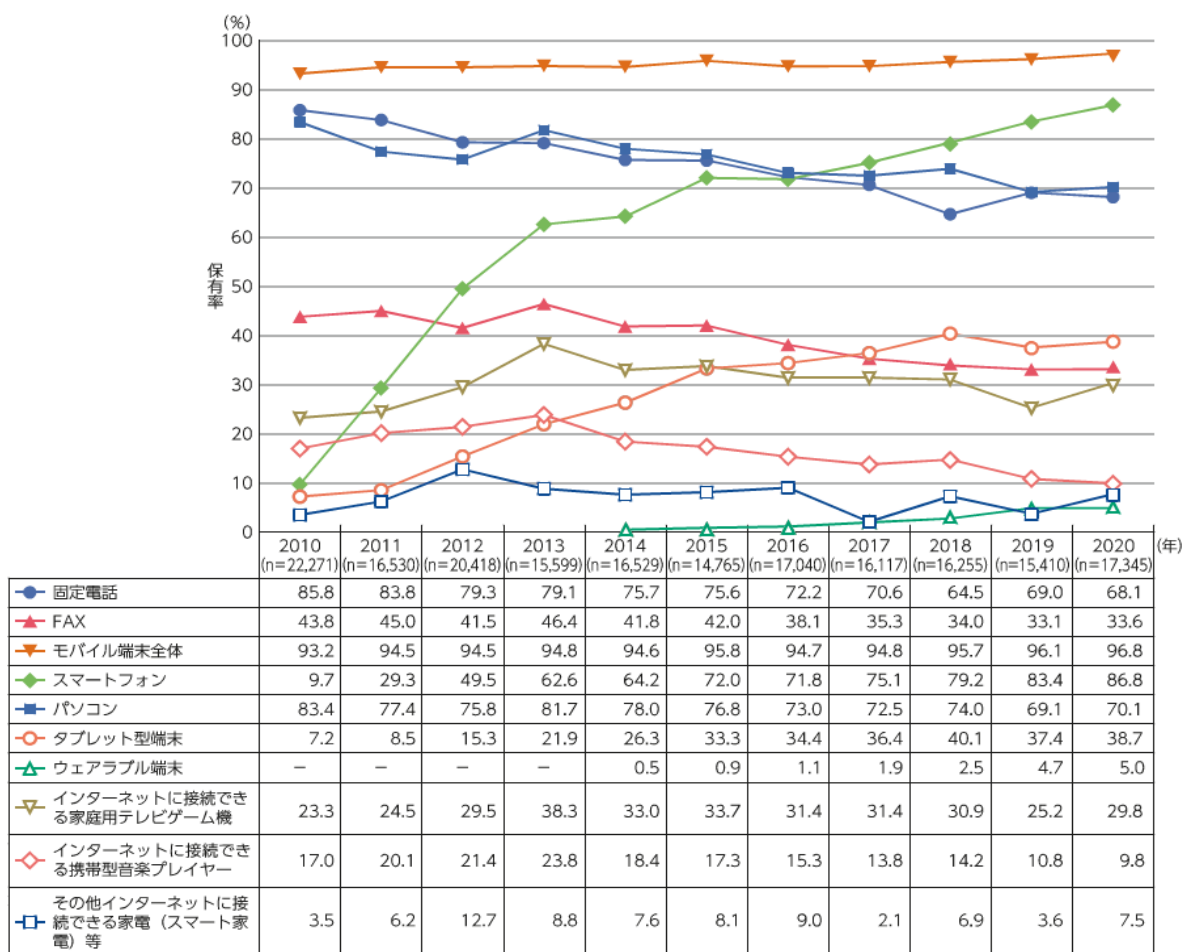
1 社会の動向

(1) 情報通信機器の保有状況の変化

スマートフォン、タブレット端末の普及が進み、いつでも、誰でも、場所を選ばずにインターネットの接続ができるようになっていきます。

今後は、「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」といった特徴を持つ5G（第5世代移動通信システム）が、あらゆるモノ・ヒト等をつなげるIoT時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすと期待されています。

情報通信機器の保有状況の推移



(出典) 総務省 令和3年版情報通信白書

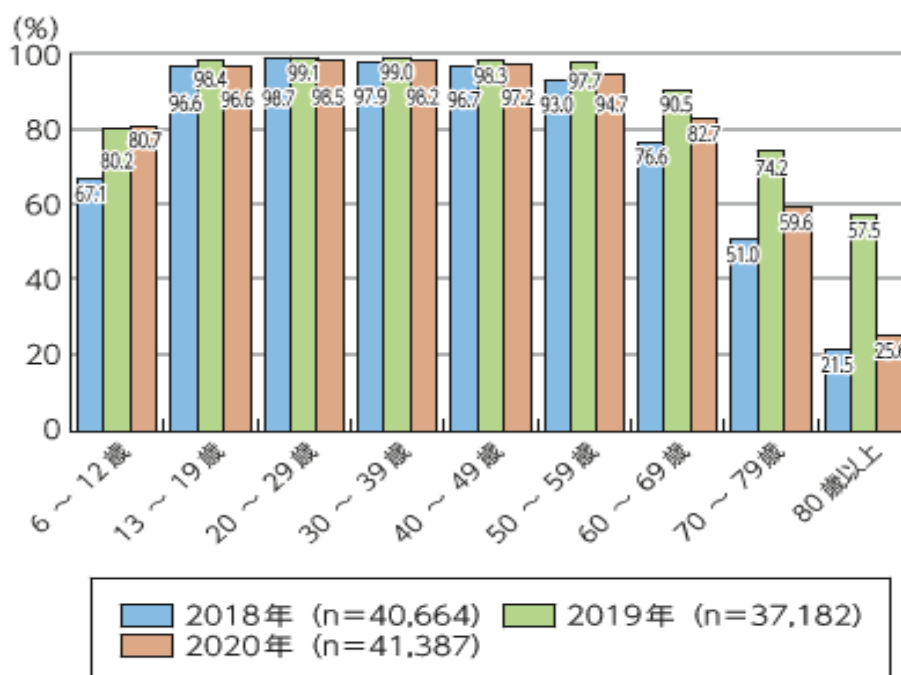
(2) インターネットの利用状況

総務省「令和3年版情報通信白書」によると、インターネット利用者の年齢階層別の割合において、13～59歳の各年齢階層では、利用率が9割を上回っている状況です。また、平成30年から令和元年の利用割合の推移をみると、大きな変動はなく、各年齢層にわたってインターネットが利用されています。

また、総務省「令和3年版情報通信白書」によると、端末別のインターネット利用率は、スマートフォンが最も高くなっています。

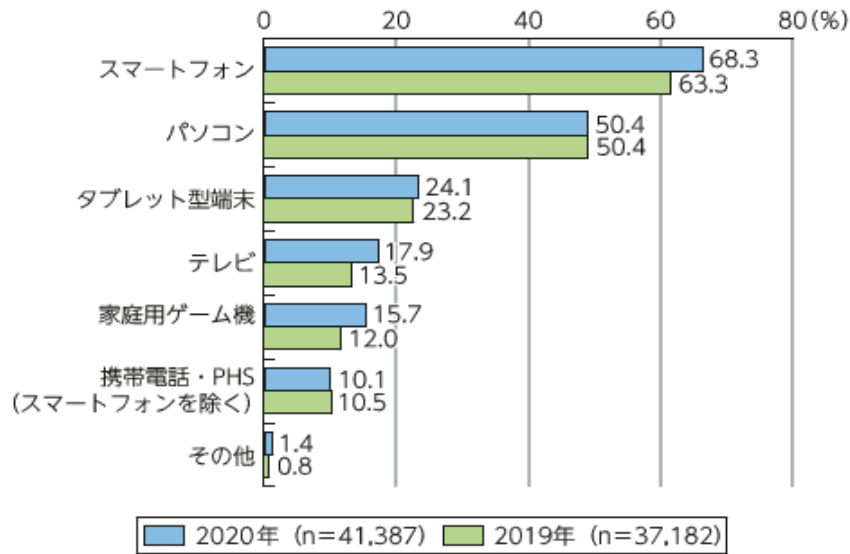
なお、スマートフォンやタブレットの利用状況については、年齢が上がるにつれて利用率は低下し、特に70歳以上の高齢者の利用率が低くなっており、世代間で格差がみられます。

年齢階層別インターネット利用状況の推移



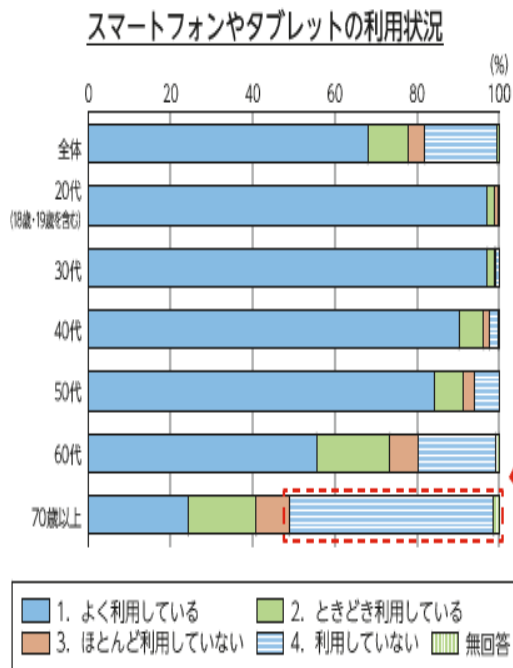
(出典) 総務省 令和3年版情報通信白書

インターネット利用端末の種類

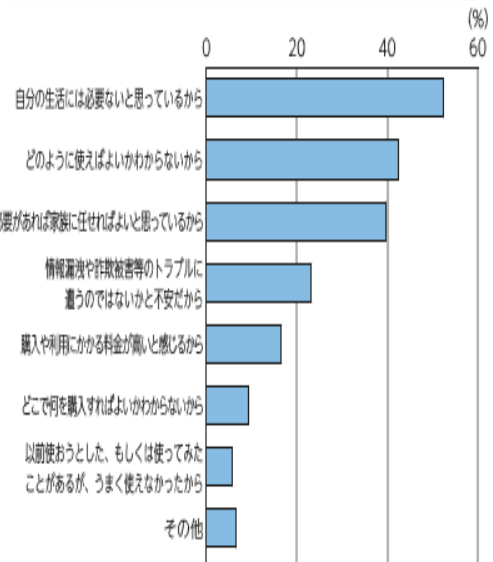


(出典) 総務省 令和3年版情報通信白書

スマートフォンやタブレットの利用状況



スマートフォンやタブレットを利用しない理由 (70歳以上)



(出典) 内閣府 (2020)「情報通信機器の利活用に関する世論調査」を基に総務省作成

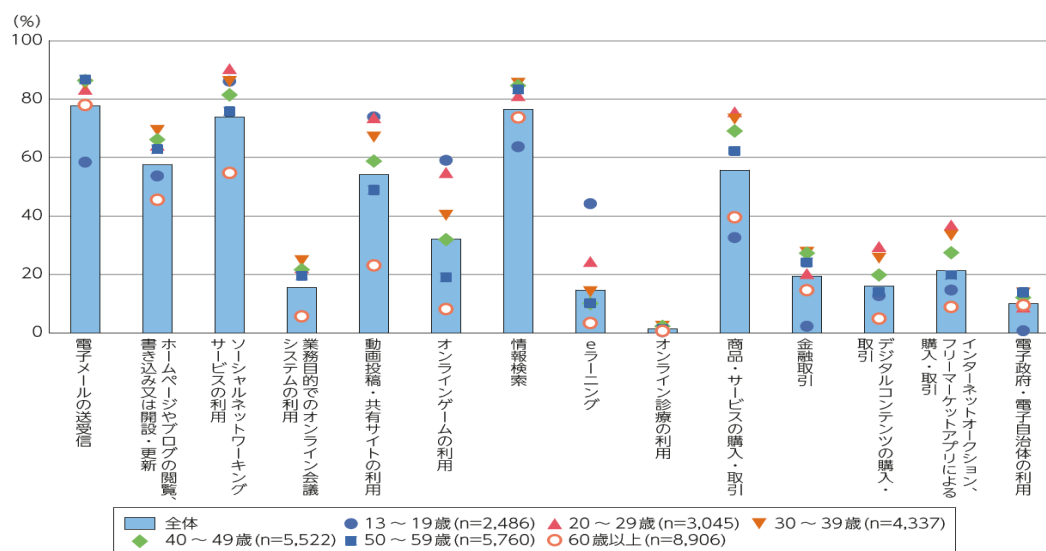
(出典) 総務省 令和3年版情報通信白書

(3) インターネットの利用目的

総務省「令和3年版情報通信白書」によると、インターネットの利用目的については、電子メールの送受信が各年齢階層で最も高くなっている一方、「動画投稿・共有サイトの利用」や「オンラインゲームの利用」では、年齢階層毎の差が大きくなっています。

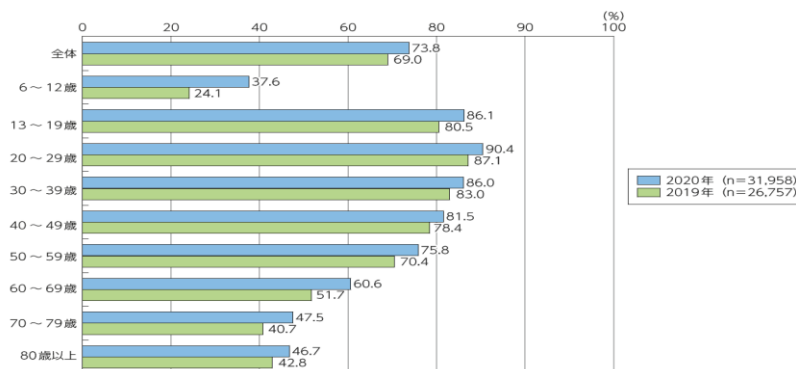
また、「ソーシャルネットワーキングサービスの利用」については、すべての年齢階層で利用率が上昇しています。

年齢階層別インターネット利用の目的・用途



(出典) 総務省 令和3年版情報通信白書

年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況

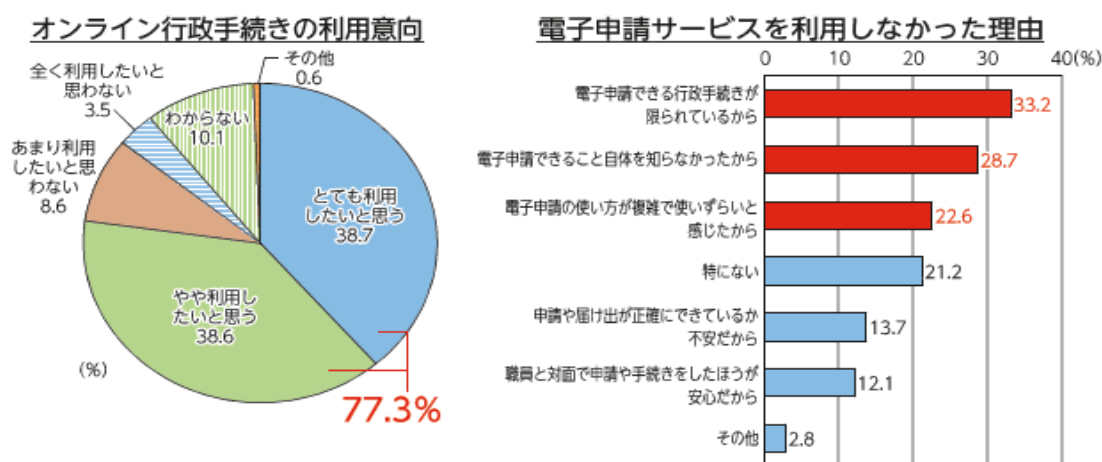


(出典) 総務省 令和3年版情報通信白書

(4) 公的分野におけるデジタル化の現状と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンラインによる行政手続きへの住民のニーズは高いものの、「電子申請できる行政手続きが限られている」、「電子申請できることを知らない」、「電子申請の使い方が複雑」等の理由からオンラインの利用が広まっていないというアンケート結果がでています。

公的分野におけるデジタル化の現状と課題



(出典) 総務省 令和3年版情報通信白書

(5) データ主導社会

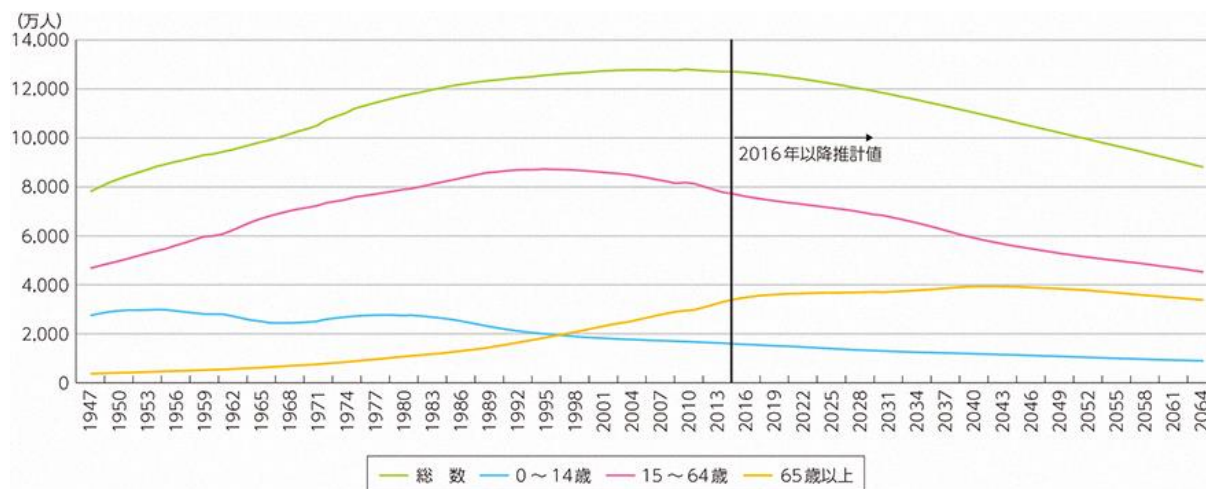
我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、2008年(平成20年)をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代を迎えています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2053年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測されています。

人口構成も変化し、1997年(平成9年)には65歳以上の高齢人口が14歳未満の若年人口の割合を上回るようになり、2017年(平成29年)には3,515万人、全人口に占める割合は27.7%と増加しています。

他方、15歳から64歳の生産年齢人口は2017年(平成29年)の7,596万人(総人口に占める割合は60.0%)が2040年には5,978万人(53.9%)と減少することが推計されています。

我が国の人口及び人口構成の推移



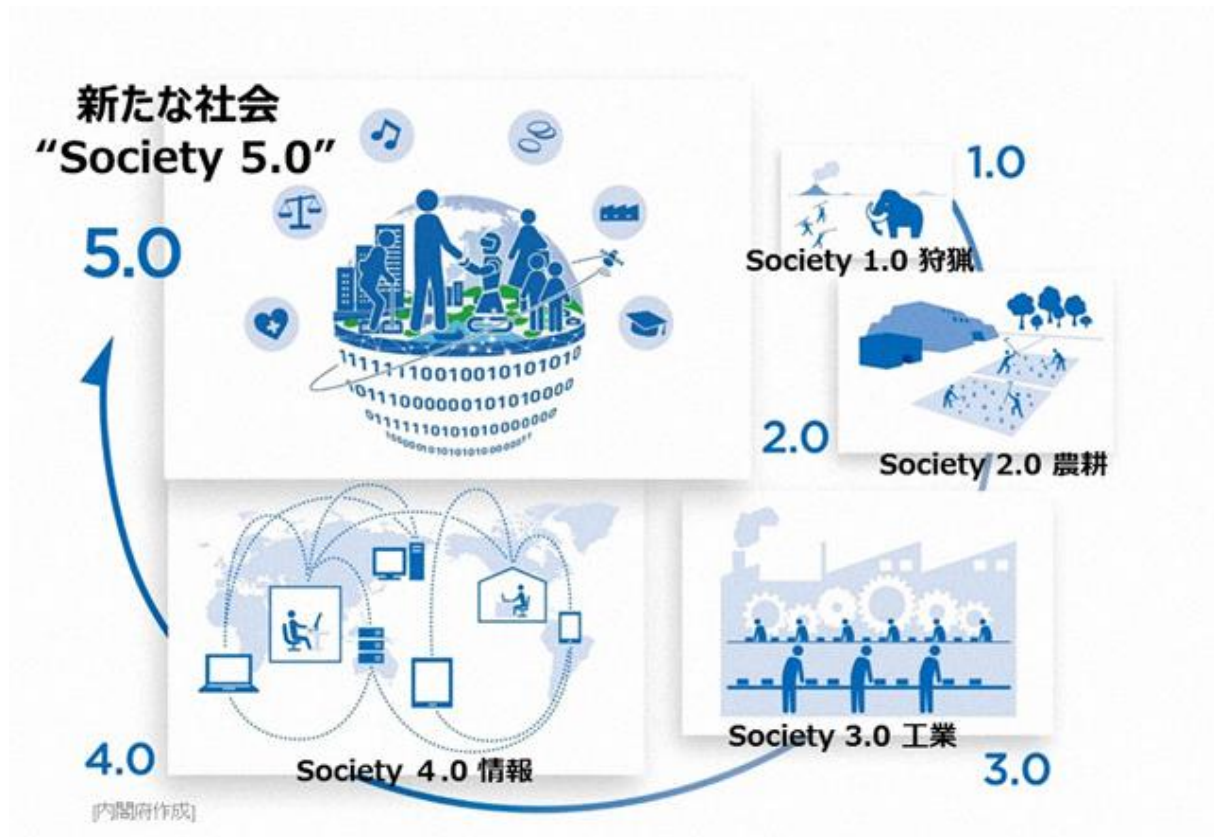
(出典) 2017年まで：総務省「国勢調査」、「人口推計（各年10月1日現在）」、2018年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月）」（出生中位・死亡中位推計）

近年、ICTはより進化し、インターネット利用の増大とIoTの普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあります。

それらデータのAIによる分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、新たな価値創造につなげることができると期待されています。

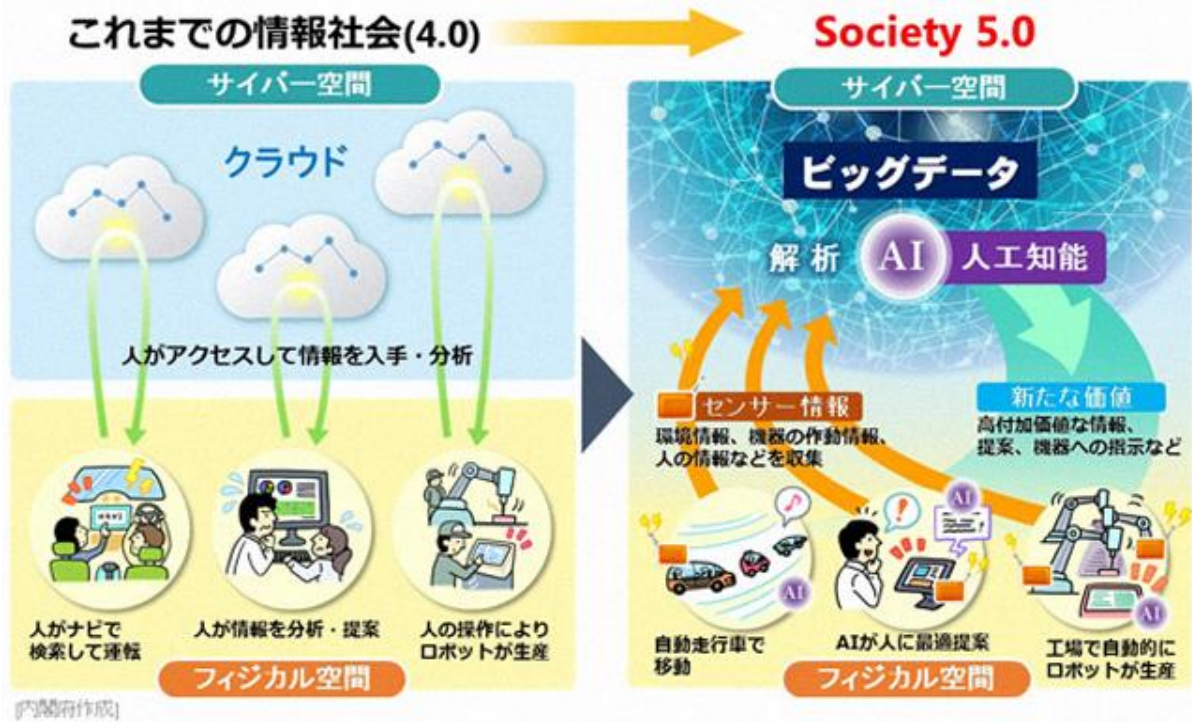
内閣府の第5期科学技術基本計画においては、我が国が目指すべき未来社会の姿として、「Society5.0」を提唱しています。

Society5.0は、これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされています。



(出典) 内閣府ホームページ

これまでの情報社会（Society4.0）では、社会での情報共有が不十分でしたが、Society5.0で実現する社会では、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すこと、また、今まで人が行っていた作業や調整の代行や支援をAI、ロボット等が行うことにより、社会課題や困難を克服することとされています。



(出典) 内閣府ホームページ

(5) 情報セキュリティ

スマートフォンやタブレット等、ICTの目覚ましい発展により、いつでもどこでもインターネットでつながり、私達の生活が快適なものとなっている中、不正侵入、ウィルス攻撃、データ改ざん等、サイバー攻撃の被害が増えています。

特に、個人ではクレジットカード情報の不正利用による被害、組織では標的型攻撃による情報流出による被害、個人・組織の双方ではランサムウェア（注16）による被害が発生しています。

また、平成27年5月に日本年金機構が保有している個人情報流出事件を受けて、自治体では、セキュリティの抜本的対策を行い、自治体情報セキュリティクラウド等の対策が実施されました。

さらに令和2年1月に「新型コロナウイルス」に関する情報を装うEmotetという標的型攻撃メール（注17）が、国内の組織へ広く送信されました。

このような中、ICTの利活用を推進していくためには、自治体や企業等において、リスクに応じた情報セキュリティ対策を実施していく必要があります。

(注16) ランサムウェア

感染したパソコンをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にした後、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する不正プログラム。

(注17) 標的型攻撃メール

特定の組織や人の情報を搾取する攻撃メール。

■「情報セキュリティ10大脅威 2021」

NEW : 初めてランクインした脅威

昨年 順位	個人	順位	組織	昨年 順位
1位	スマホ決済の不正利用	1位	ランサムウェアによる被害	5位
2位	フィッシングによる個人情報等の詐取	2位	標的型攻撃による機密情報の窃取	1位
7位	ネット上の誹謗・中傷・デマ	3位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃	NEW
5位	メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求	4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	4位
3位	クレジットカード情報の不正利用	5位	ビジネスメール詐欺による金銭被害	3位
4位	インターネットバンキングの不正利用	6位	内部不正による情報漏えい	2位
10位	インターネット上のサービスからの個人情報窃取	7位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止	6位
9位	偽警告によるインターネット詐欺	8位	インターネット上のサービスへの不正口グイン	16位
6位	不正アプリによるスマートフォン利用者への被害	9位	不注意による情報漏えい等の被害	7位
8位	インターネット上のサービスへの不正口グイン	10位	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加	14位

(出典) 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威 2021」

2 国の動向

(1) 自治体における DX 推進

国では、令和2年末に、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、「自治体 DX 推進計画」（以下「DX 推進計画」という。）として策定しました。

DX 推進計画では、自治体情報システムの標準化・共通化（以下「システムの標準化」という。）や行政手続のオンライン化（以下「オンライン化」という。）などの重点取組事項を自治体 DX の具体的な施策として掲げています。

自治体 DX 推進計画の概要

自治体DX推進計画 概要

1. 自治体におけるDX推進の意義

- 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。
- 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。
- 自治体においては、まずは、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
 - ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく ことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。

2. 自治体DX推進計画策定の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、「自治体DX推進計画」[※]として策定。 ※計画期間（R3.1～R8.3）

3. 推進体制の構築

- ・ 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ・ デジタル人材の確保・育成
- ・ 計画的な取組み
- ・ 都道府県による市区町村支援

4. 重点取組事項

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
- ・ マイナンバーカードの普及促進
- ・ 行政手続のオンライン化
- ・ AI・RPAの利用推進
- ・ テレワークの推進
- ・ セキュリティ対策の徹底

5. その他の取組事項

- <自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項>
 - ・ 地域社会のデジタル化
 - ・ デジタルデバイス対策
- <その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）>
 - ・ BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
 - ・ オープンデータの推進
 - ・ 官民データ活用推進計画策定の推進

（出典）総務省 自治体 DX 推進計画

①システムの標準化

国は、システムの標準化の取組を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」（以下「標準化法」という。）を令和3年9月1日に施行されました。

標準化法では、地方公共団体のシステムの標準化の対象となる事務（住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の20業務ですが、今後追加されることも考えられます。）を政令で定める予定です。

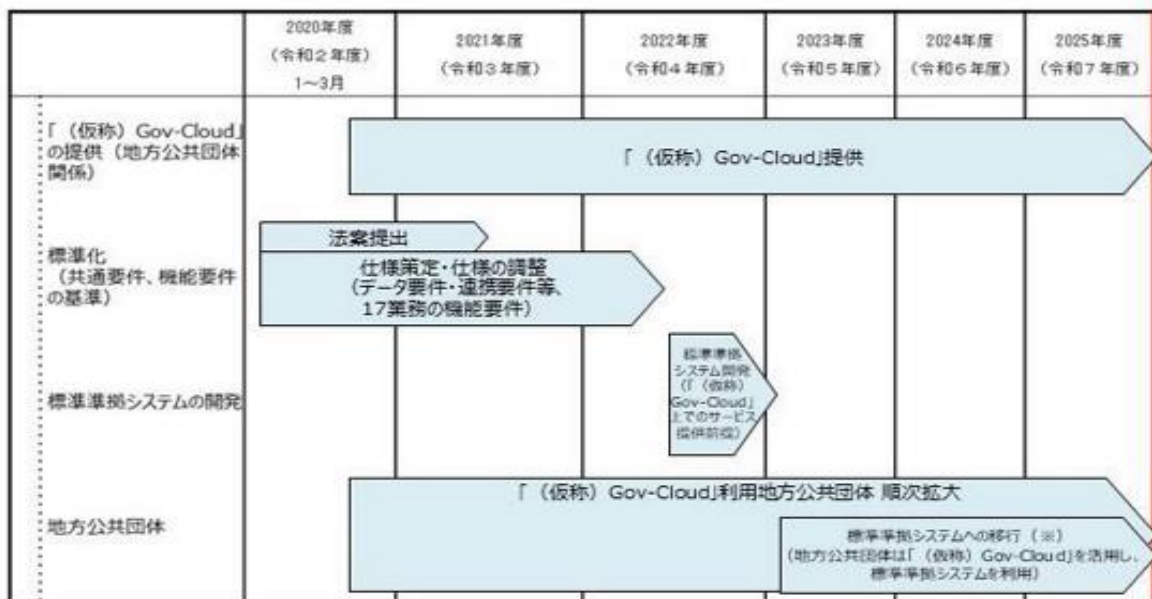
なお、令和7年度を目標時期として標準準拠システムへ移行する必要があります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要	
趣旨 国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。	
概要	
① 情報システムの標準化の対象範囲 <ul style="list-style-type: none">各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定 <small>※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援</small>	④ 基準に適合した情報システムの利用 <ul style="list-style-type: none">地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能
② 国による基本方針の作成 <ul style="list-style-type: none">政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成	⑤ その他の措置 <ul style="list-style-type: none">地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施
③ 情報システムの基準の策定 <ul style="list-style-type: none">所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施	⑥ 施行期日等 <ul style="list-style-type: none">令和3年9月1日法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

（出典）総務省 自治体 DX 推進計画

自治体情報システムの標準化・共通化・ガバメントクラウド活用スケジュール



(出典) 総務省 自治体 DX 推進計画

②マイナンバーカードの普及促進

マイナンバー制度とは、社会保障、税、災害対策の分野で利用し、証明書等の添付書類の削減、国民の利便性の向上により、効率的な行政サービスを行っていくための社会基盤です。

また、マイナンバーカード（本人の申請により交付され、本人確認の身分証となるほか、様々な行政サービスで利用できる IC カード）については、普及率が国民の40%（令和3年11月30日時点（総務省調べ））であり、交付枚数としては十分ではない状況です。

国では「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」のPDCAにより、定期的に進捗状況を点検するとともに、令和4年度末までに全住民へのマイナンバーカードの普及を目指しており、以下の観点から推進を図ることを掲げています。

①身分証等としての利用の推進

官民における職員証・社員証・入退出証としての導入を推進。

また、令和3年度中に保険証とマイナンバーカードを一体化し、令和6年度末までに運転免許証とマイナンバーカードの一体化をする予定。

②行政サービスにおける利用

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともにマイキープラットフォーム（注18）を活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。

③民間サービスにおける利用

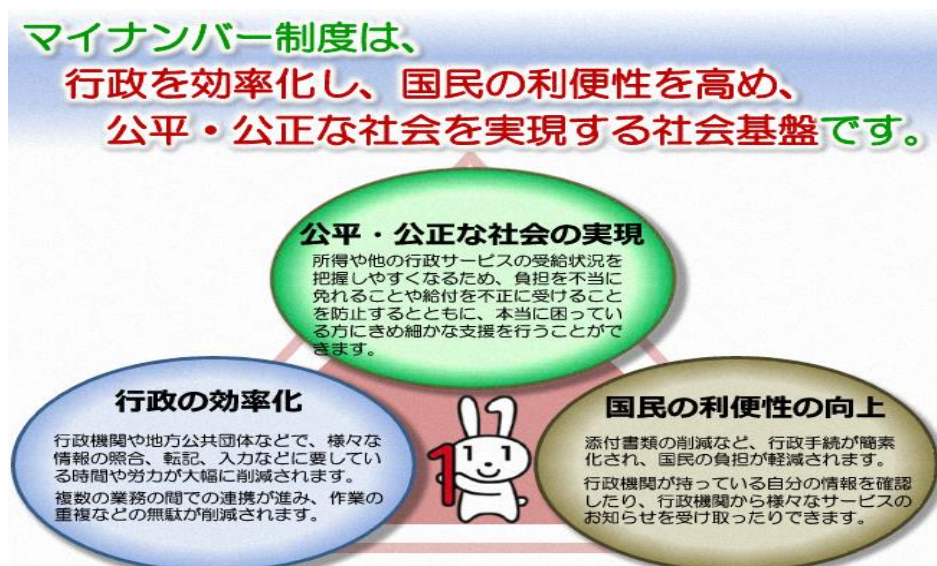
行政サービスに限定されず、金融、チケット、医療など民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取り組みを推進。

④公的給付の支給

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金者が預貯金口座の情報をマイナポータルにあらかじめ登録し、特定公的給付の支給の迅速かつ実施のための仕組みを検討。

（注18）マイキープラットフォーム

マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街等に係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤。



（出典）内閣府「マイナンバー制度の意義」

③行政手続のオンライン化

令和2年末に総務省が策定した「DX推進計画」においては、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する子育て関係・介護関係の26手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にし、オンライン化を進めているとしたところです。

デジタル手続法（平成14年法律第151号）の概要

自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】 概要 資料3-2

1. 手順書の趣旨 ▶「自治体DX推進計画」を踏まえ、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするるとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める必要がある。 ▶自治体の多様な状況を踏まえつつ、オンライン化の取り組みを着実に実施できるよう、手順を提示するもの。	
2. オンライン化の必要性、メリット ○必要性 → 令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードを様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けた取組を進め、今後、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるようにするため。 ○メリット → 「住民の利便性の向上」、「行政運営の簡素化・効率化」	
取組方針、手順等	
3. 自治体における行政手続のオンライン化の取組方針 【特に国民の利便性向上に資する手続(31手続)】 ○うち子育て関係・介護関係の26手続(市町村関係手続) →原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。 ○うち罹災証明書の発行手続(市町村関係手続) →①内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムを導入、又は②子育て関係・介護関係の26手続と同様の方法でオンライン化を検討 ○うち自動車保有関係手続(都道府県関係手続) →警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン化を検討。	
具体的な進め方	
4. 自治体における作業手順 ~導入ステップ~ ○推進体制の構築 ○オンライン化に取組む手続の検討 ○関係規定等の検討・整備 ○調達仕様作成、予算要求 ○サービスの導入、運用 ※運用開始後も、住民サービス向上のため、UI/UXを常に見直す必要がある。	【転出・転入予約(市町村関係手続)】 →転出・転入手続のワンストップ化推進のため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。 【その他の手続】 ○マイナポータルを利用することを推奨するが、それ以外の方法によるオンライン化を妨げない。ただし、基幹系17業務に係る手続については、標準化を見据えて留意が必要。
5. 標準的なシステム構成例(自治体の基幹システムとびったりサービスとのエンドトゥエンド接続) ○マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう、マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存基幹システム等の改修を行うことにより、オンライン手続の受付体制を整備することが必要。 ○よりスムーズに手続を受け付けることを可能とし、行政運営の簡素化・効率化に資するよう、手続の処理件数等を勘案した上で、申請管理システムと基幹システムとの接続を行い、エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させることを積極的に検討する。	6. 国の主な支援策等 ○マイナポータルに関する国の取組(全自治体接続基盤の構築、UI/UX改善、びったりサービス申請APIの提供等) ○財政支援(デジタル基盤改革支援補助金、特別交付税措置)

(出典) 総務省 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書

オンライン対象手続一覧

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続			
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	高額介護(予防)サービス費の支給申請	
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	介護保険負担限度額認定申請	
氏名変更/住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
未支払の児童手当等の請求	介護関係（11手続）※市区町村対象手続	住所移転後の要介護・要支援認定申請	
児童手当等に係る寄附の申出		要介護・要支援認定の申請	
児童手当に係る寄附変更等の申出	要介護・要支援更新認定の申請	被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続	
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	罹災証明書の発行申請	
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続	
児童手当等の現況届	介護保険負担割合証の再交付申請		自動車税環境性能割の申告納付
支給認定の申請	被保険者証の再交付申請		自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
			自動車税住所変更届
		自動車の保管場所証明の申請	

(出典) 総務省 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書

④AI・RPAの利用促進

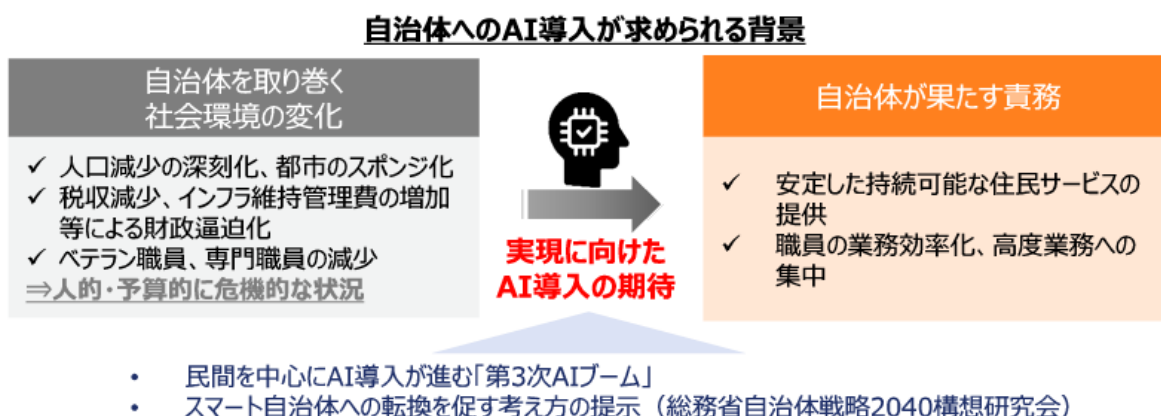
総務省が平成29年度10月から開催した「自治体戦略2040構想研究会」によると、我が国の人口減少の影響を受け、2040年には行政職員が半減し、今の半数の職員で自治体を支える必要があるとされています。

こうした社会環境変化の中でも、住民が健康で文化的な生活を送るために自治体には安定して接続可能な形で住民サービスを提供することが求められています。

そのためには、業務の効率化や、職員の単純事務作業からの解放により、人間でなければ遂行できない業務に集中できる環境を整える事が必要です。

さらに、平成30年9月から開催した「地方自治体における業務プロセス・システム標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会(スマート自治体研究会)」では、「自治体も事業者も、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化した上で、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資できるような環境を作ることが不可欠である」と述べており、自治体におけるAI・RPA等の積極的な活用を求める内容になっています。

自治体の AI 導入が求められる背景



（出典）総務省 自治体における AI 活用・導入ガイドブック

⑤テレワークの推進

新型コロナウイルス感染症の対策を受けて、令和2年2月以降、政府から地方公共団体や企業に対して、時差出勤やテレワーク（注19）等を強力に推進することが呼びかけられました。

地方公共団体におけるテレワークの導入状況を見ると、令和元年10月時点では、都道府県や政令市で導入している団体がみられたものの、市区町村ではほとんどが未導入でした。

しかし、令和2年10月時点では、都道府県や政令市では大半が導入済み、市町村では約2割が導入しており、今後導入を検討している団体も増加しています。

さらに、令和2年末に総務省が策定した「DX推進計画」においても、テレワーク導入をきっかけとして業務のICT化をすることで、業務の効率化や生産性の向上を実現し、限られた行政資源をより住民サービスの向上に充てることができる考えられています。

（注19）テレワーク

「tele（離れたところで）」と「work（働く）」を合わせた造語。

テレワークの導入目的



(出典) 総務省 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き

⑥セキュリティ対策の徹底

近年、相次ぐサイバー攻撃により、マイナンバー制度及び自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが必要となっています。

特に、前述したとおり、日本年金機構における個人情報流出事件は、多くの住民情報を扱う自治体にとって重大な警鐘となり、総務省において、平成27年12月に「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」の検討が開始され、自治体では以下のとおり情報セキュリティ対策を講じました。

- ①マイナンバー利用事務系では、端末からの情報を持ち出し不可とする設定等を図り、個人情報流出を徹底して防止すること。
- ②マイナンバーによる情報連携において活用される LGWAN（自治体の組織内ネットワーク）環境のセキュリティ確保に資するため、LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割すること。
- ③都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、

高度な情報セキュリティ対策を講じること。

また、国では従来インターネット経由で更新されていたプログラム更新ファイル（OS、ウイルスパターンファイル）等を LGWAN 環境内で安全に受渡できるようにする自治体情報セキュリティ向上プラットフォームを構築しました。

このような中、マイナンバー制度を推進していくために、国及び自治体による情報セキュリティのより一層の強化が求められています。

なお、地方公共団体においては、上記のとおり、平成27年（2015年）以降に実施された、いわゆる「三層の対策」により情報セキュリティ対策の抜本的強化が図られたましたが、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新しい時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行い、国で「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂しました。

⑦デジタルデバイド対策

社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての国民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせて環境の整備に取り組むことが必要です。

そのために、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できる UI（ユーザーインターフェース）の設計や、外国人利用向けの申請画面等の多言語化などで、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要です。

このため、デジタル手続法では、国の行政機関等に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタルデバイド（注20）の是正を図るために必要な施策を講ずる義務を課しています。

具体的には、総務省の「デジタル活用支援推進事業」を活用したスマートフォン教室が、携帯電話販売店を中心に全国で開催されています。

(注20) デジタルデバイド

パソコンやインターネットなどを利用する能力（情報リテラシ）や機会の違いによって、経済的・社会的な格差が生じることをいう。

(2) 官民データ活用の推進

国では、平成13年に、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備等を柱とする「e-Japan 戦略」が策定され、世界最先端のIT国家を目指して各政策を推進してきました。

その一方で、スマートフォンが世の中に登場してきてから約10年の間、技術の進歩が目まぐるしく、コミュニケーションの在り方をはじめ、あらゆる場面でICTが大きな影響を与えてきました。

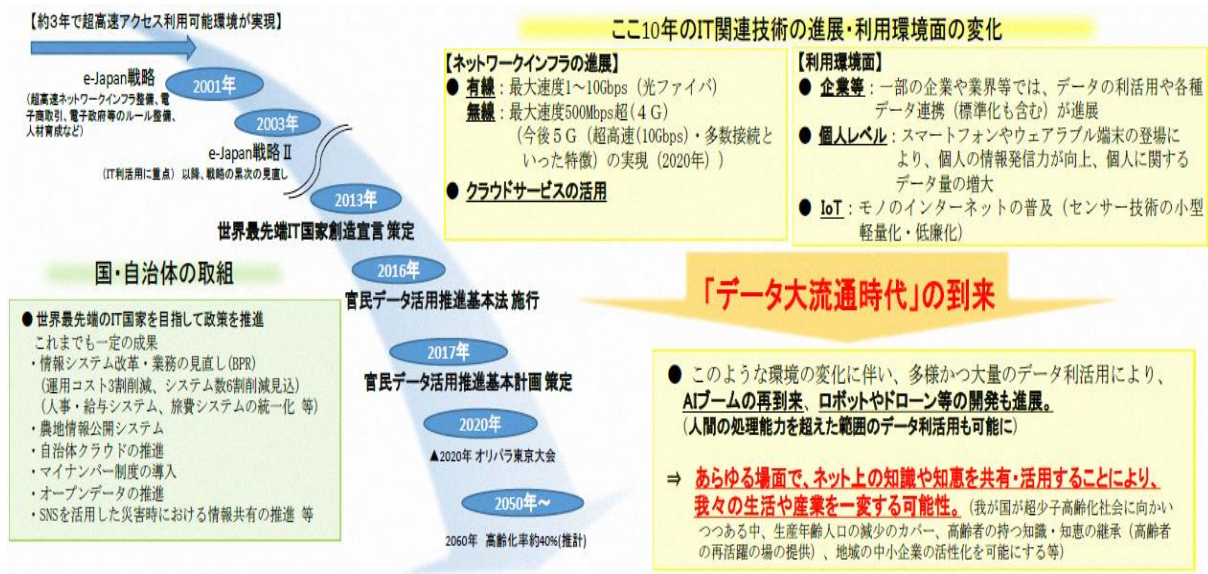
現在、端末の小型軽量化、データの飛躍的な増大は、「IoT」や「AI」、「ビッグデータ（注21）」の活用に繋がり、社会に変革をもたらしつつあります。

こうした状況を踏まえ、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、国は、令和3年6月18日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定し、市町村においても、計画的かつ効率的に官民でのデータ活用を促進することで、地域住民やNPO等による自発的な地域課題の解決に向けた取組の推進が期待されています。

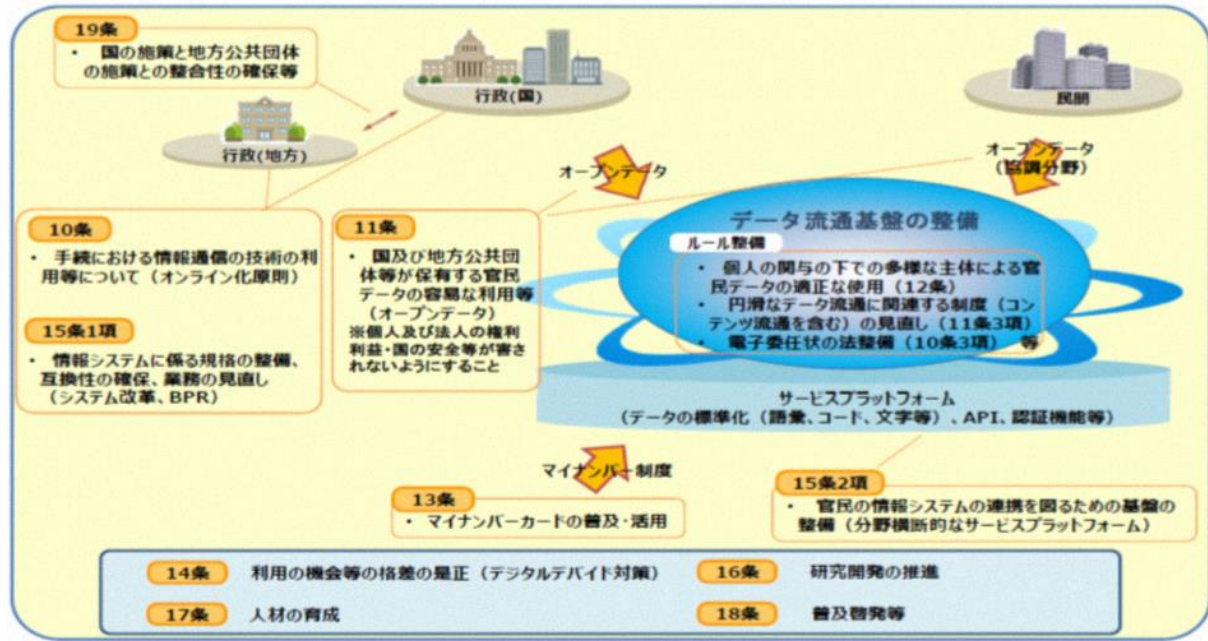
また、国は、令和元年5月に「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver 2.0」を策定し、地方公共団体において、個人情報保護に配慮し、保有するデータを部局・分野横断的に活用して、効果的な政策立案や住民サービスの向上等に取り組んでいくことが期待されています。

(注21) ビッグデータ

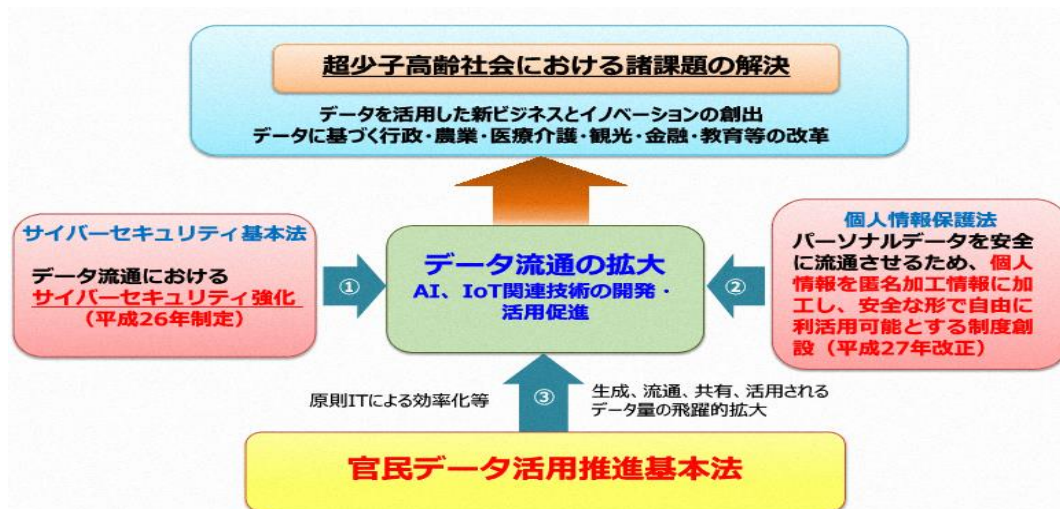
大規模かつ多様で、事業に役立つ知見を導出するためのデータ。



(出典) 内閣官房「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」



(出典) 内閣官房「世界最先端デジタル 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」



(出典) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「官民データ活用推進基本法制定の背景」

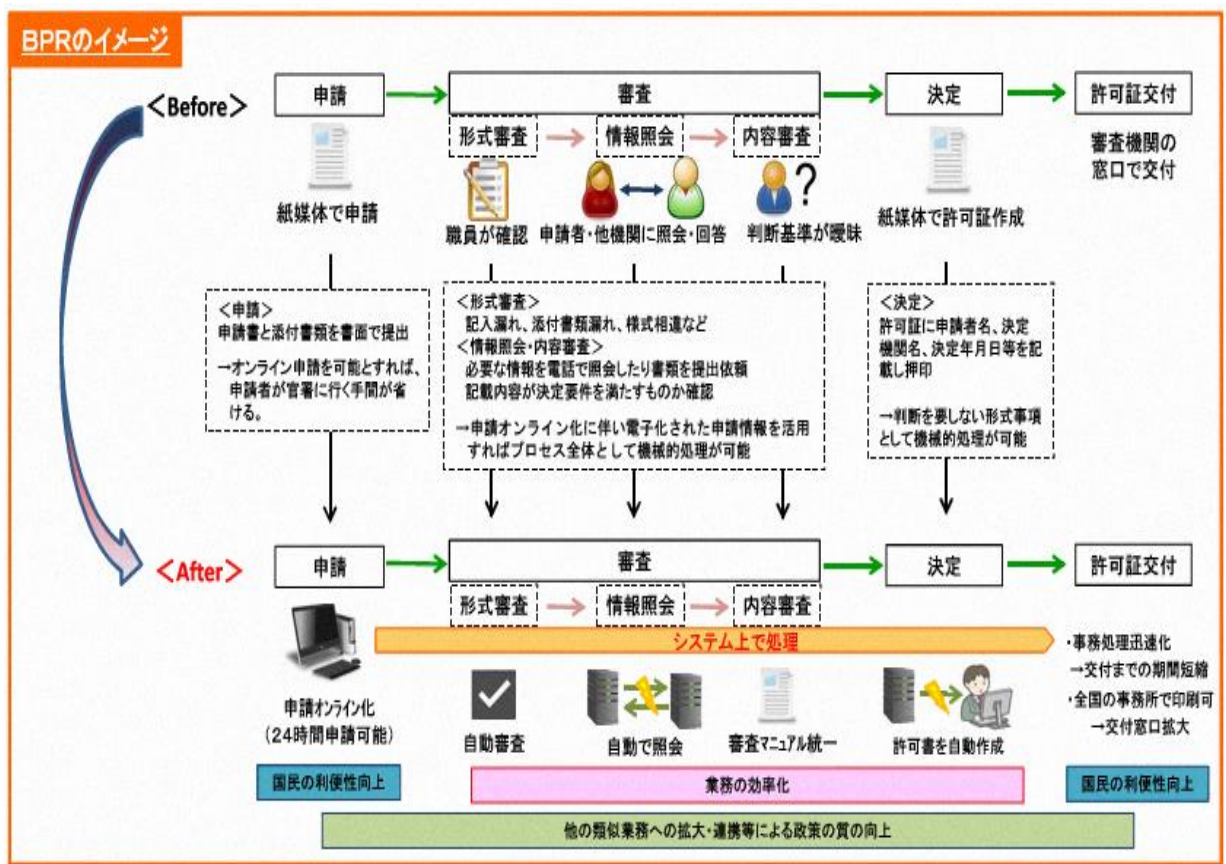
(3) 業務改革 (BPR) の推進

行政が抱える政策課題は、ますます複雑化・高度化する中、課題へ迅速・的確に対応し、国民生活の向上に取り組んでいくことが求められています。

また、少子高齢化が一層進展する中、育児・介護で勤務時間に制約がある職員の増加等を踏まえ、柔軟かつ多様な働き方を実現する「働き方改革」が重要な課題となっています。

そのため、従来からの仕事の進め方にこだわらず、職員がより高いパフォーマンスを発揮できるよう業務改革に取り組むことが不可欠です。

総務省では、社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、平成28年8月に「国の行政の業務改革に関する取組方針」を策定し、行政サービスの維持・向上を実現するため、行政内部も含めて業務改革 (BPR: Business Process Re-engineering) の推進を掲げています。



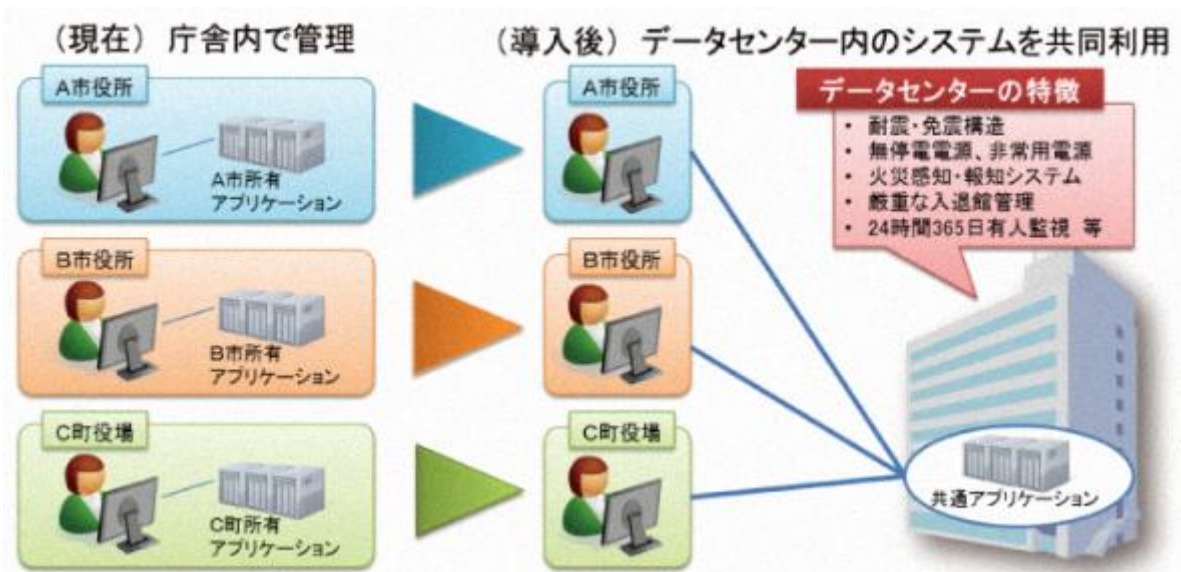
(出典) 総務省「業務改革の取組方針」

(4) 自治体クラウドの推進

自治体クラウドとは、外部のデータセンターにおいてネットワーク経由により、複数の自治体の情報システムを集約し共同で利用するものです。

自治体クラウドにより、情報システムの運用経費の削減や業務の効率化・標準化を図ることが期待されており、東日本大震災等の自然災害の経験を踏まえ、堅牢なデータセンターで行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも重要視されています。

総務省では、自治体クラウド（複数団体共同のクラウド）の取り組みの加速に向け、自治体の業務システムのクラウド化を推進しています。



自治体クラウドのイメージ図

(出典) 総務省「平成26年版情報通信白書」

(5) スマート自治体への転換

総務省の有識者研究会である「自治体戦略 2040 構想研究会」は、2040年頃にかけての人口減少に伴い、自治体の経営資源が制約される中、行政サービスを的確に実施するためには、AI・ロボティクスによる事務作業の自動化やクラウドによる情報システムの標準化・共通化などによるスマート自治体への転換を提言しています。

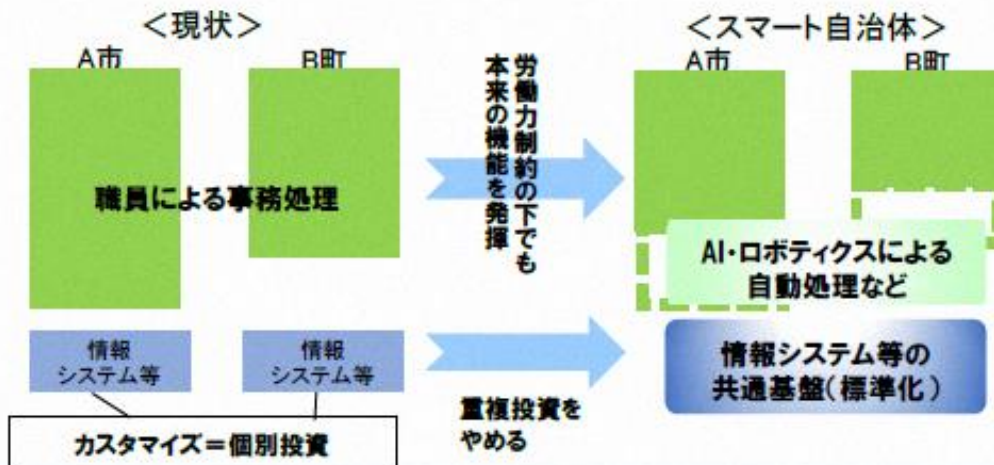
スマート自治体への転換

<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、**従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮**できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、**AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理**するスマート自治体へ転換する必要。

<自治体行政の標準化・共通化>

- **標準化された共通基盤**を用いた効率的なサービス提供体制へ。
 - 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる枠組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。
- ⇒ 自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法律**が必要となるのではないか。



(出典) 総務省「自治体戦略 2040 構想研究会 第一次・第二次報告」

(6) スーパーシティ構想

国では、AI 及びビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展していることに鑑み、暮らし・ビジネスを支える様々な最先端のサービスを実装する「スーパーシティ」構想の実現を目指した取組が進められています。



(出典) 内閣府「スーパーシティ構想について」

3 県の動向

千葉県が将来目指す姿とそれを実現するための政策の基本方針を定めるために、平成29年10月に新たな総合計画である「次世代への輝け！ちば元気プラン」を策定し、ICT等への対応の視点から「ICTの進展とIoT・AIなどの普及」を重点な項目として掲げています。

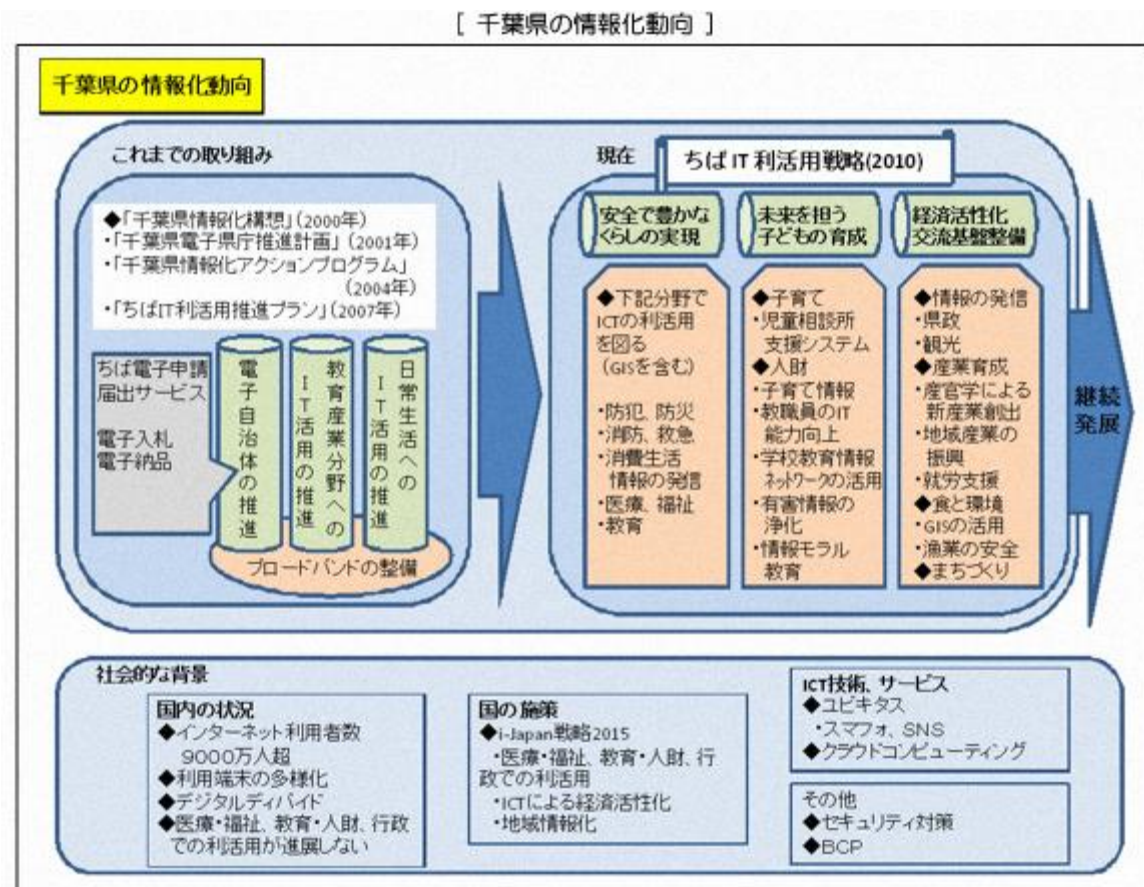
また、巧妙化するサイバー犯罪の対策として、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、サイバー攻撃の発生を想定した共同訓練を実施するなど情報セキュリティの強化を掲げています。

さらに、千葉県では、インターネットによる情報提供や電子申請などICT活用の拡充、マイナンバー制度を活用した申請書の省略、情報セキュリティ対策の強化とともに、自治体や企業等と協働し、県民のICTリテラシー（ICTを使いこなす能力）向上等に取り組むことを掲げています。

なお、マイナンバーの情報連携開始に伴い、自治体における情報セキュリティ対策を講じ、インターネットの接続口の集約化や監視を共同利用できるように平成29年6月から自治体情報セキュリティクラウドの運用が始まりました。

令和元年9月に、県では、ICT利活用の方向性等を定め、共有するとともに、県内の多様な主体による取組が自立的に創出される環境づくりを進めるため、「県民の暮

らしを豊かにする千葉県 ICT 利活用戦略」を策定しており、官民データ活用推進基本法第9条第1項に規定された「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けられています。



(出典) ちば IT 利活用戦略 (2010) 「千葉県の情報化動向」

第1章 基本的な考え方

(1) 戦略策定の趣旨

県民一人ひとりの暮らしを豊かにし、本県の持続的な発展を実現するため、飛躍的に発展している ICT（情報通信技術）を手段として効果的に活用していく。

ねらい① 「人」を中心とした ICT 利活用 の推進

ねらい② 様々な実施主体(プレイヤー)による主体的な取組の誘発

(2) 本戦略の対象

本戦略の対象となるプレイヤー：県、市町村、県民、企業・個人事業主、NPO・任意団体、ITベンダー、大学・研究機関

(3) 本戦略の位置付け

①総合計画をICTの側面から支えるための戦略、②各プレイヤー間で共有するビジョンとなる戦略、③本県における都道府県官民データ活用推進計画を兼ねた戦略

(4) 本戦略の期間

2019年度を開始年度とし、随時更新していく『永遠のβ版』。県の総合計画の策定を契機として、その時の情勢を反映した戦略に適宜変化させていく。

第2章 本県が直面する課題と目指す姿

(1) 本県の ICT 利活用をめぐる時代背景と現状

本県が将来目指す姿と、それを実現するための ICT 施策の方向性を定めるため、本県が持つ「強み」「弱み」とともに、本県をとりまく「機会」「脅威」について、戦略上、把握すべき重要な視点として整理する。

本県の「強み」 <ul style="list-style-type: none"> 高度な研究拠点・大学等が多数存在 ICT 利活用推進をコーディネートする機関が多数存在 先進的な取組の豊富な実績 インターネット・スマートフォンの高い普及率 首都圏に立地する優位性 	本県の「弱み」 <ul style="list-style-type: none"> IoT や AI 等の活用が不十分 オープンデータ等の利活用不足
本県をとりまく「機会」 <ul style="list-style-type: none"> ネットワークの高速・大容量化・無線化の進展 IoT・AI等の技術革新 デジタル化に伴うデータ活用機会の拡大 オープンイノベーションの進展 交通ネットワークの拡充 	本県をとりまく「脅威」 <ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化 生産設備や産業インフラの老朽化 社会インフラ等の老朽化 グローバル化や安全・安心など多様な行政ニーズの高まり 地球温暖化

(2) 本県の ICT 利活用をめぐる主要課題

①増大する行政ニーズへの対応

②多様な人材・能力の活用

③県内産業の生産性向上

(3) ICT 利活用により実現を目指す姿

県民の暮らしを豊かにし、子どもからお年寄りまで一人ひとりが活躍できる社会を目指す(くらし満足度日本一の実現)

具体像①

あらゆる人が暮らしやすい社会

- 行政手続きのオンライン化の進展と対人サービスの充実
- データ利活用の推進
- インフラ管理や環境監視の効率化
- 高度な減災・防犯体制の実現
- 外国人にも暮らしやすい環境整備
- 子育て環境の充実

具体像②

誰もがどこでも能力を発揮できる社会

- ライフステージに応じた自由・多様な働き方の実現
- 年齢や障害の有無や言葉の壁に左右されず働ける環境の実現
- 多様な教育機会の実現
- シェアリングエコノミーの実現

具体像③

生産性の高い産業に支えられる社会

- 中小企業の力強い事業展開
- 工業分野における高い競争力
- 本県の強みを生かした高度な物流・交通網の実現
- 医療・福祉分野の生産性向上による増大したニーズへの対応
- 農林水産業の成長力の強化
- 国際観光県 OHIBA の実現
- 低炭素社会の実現

第3章 目指す姿の実現に向けた取組

(1) 実現に向けて各プレイヤーに期待される役割を明示：県は自ら ICT を利活用するとともに、各プレイヤーの取組を促すため、コミュニティ形成や人材育成を推進。

(2) 取組の推進にあたって留意すること

- 人を中心とした ICT 利活用の推進：①利用者のニーズ、課題から出発する、②システムではなくサービスをつくる、③個人情報保護とセキュリティの確保
- 実効性の高い ICT 利活用の推進：①まずは実践してみる、実践から学ぶ、②十分な情報収集ときめ細かなコミュニケーションにより進める、③全ての関係者に気を配る

(3) 実現に向けた県の取組

- 波及効果の高いプロジェクト：①ICTを活用した庁内業務の効率化、②ICTの活用による現場業務改革、③ICTを効果的に利活用できる人材の育成
- 個別施策の推進(下記〈個別施策〉)
- 推進を支える土台づくり：①共創の機会の創出、②データの共有と活用、③知識の普及や機会の提供

〈個別施策〉「あらゆる人が暮らしやすい社会」

- 行政手続きのオンライン化と業務の効率化
- オープンデータ・ビッグデータの活用
- インフラの適切な管理や環境の適切な保全
- 安全・安心な生活環境の整備
- 外国人にも暮らしやすい環境整備
- 子育てしやすい環境整備

〈個別施策〉「誰もがどこでも能力を発揮できる社会」

- 自由で多様な働き方を選べる環境整備
- 誰でも能力を発揮できる環境整備
- 多様な教育機会の提供
- 活躍の場の拡大

〈個別施策〉「生産性の高い産業に支えられる社会」

- 中小企業の経営力の向上
- 次世代に向けた企業支援
- 医療・福祉分野の生産性向上による増大したニーズへの対応
- 農林水産業の成長力の強化
- 国際的な観光地域づくり
- 低炭素社会の実現

第4章 推進体制及び進捗管理

(1) 推進体制

千葉県 ICT アドバイザー会議(新設)、千葉県地域 IT 化推進協議会(機能強化)、千葉県 ICT 利活用推進委員会(機動力向上)

(2) 進捗管理

①戦略の進捗状況の確認・取りまとめ②有識者・実践者からの助言の聴取③様々な関係者との意見交換④戦略の更新とプレイヤーへのフィードバック

(出典) 千葉県 ICT 利活用戦略の概要

第4章 本市の現状と方向性

ICTを活用し市民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化など電子自治体を構築するうえで、市民等にとって効果が大きく、かつ組織横断的な課題は次のとおりです。

1 電子申請・届出等の拡充、電子相談の充実

【現状】

本市では、平成20年8月1日から県や県内の市町村と共同運営により電子申請システム（ちば電子申請システム）を導入し、これまで市の窓口や郵送を通じて行っていた申請・届出が、24時間いつでもインターネットを通して行えるようになりました。

また、電子相談の充実については、24時間いつでも問い合わせに対応できるよう、ホームページ上にFAQ（注22）を掲載し、時間や場所にとらわれずサービスを利用できます。

しかし、電子納付が実現されておらず窓口に出向き手数料を支払わなければならない手続きや、添付書類が電子化されておらず別途郵送しなければならない手続き等も存在しています。

（注22）FAQ

よくある質問とその回答を集めたもの。Frequently Asked Questionsの略。

【方向性】

電子申請システムについては、令和3年3月に更新し、利用者がマイナンバーカードやICカードリーダーを持っていれば、公的個人認証によりシステム上で本人確認をすることができるようにするなど、利用者にとって利用しやすいシステムにリニューアルしました。

今後は、令和2年11月に公表された国の押印廃止の見直し方針を受け、利用者の視点に立って電子化できる手続きの拡大を図るとともに、利用者となる市民に向けて広報紙や市ホームページでPRし、利便性向上に努めます。

電子相談の充実については、市民にとって何の手続きが必要かなど、わからないことがあるため、AI チャットボット（注23）等を利用し、会話形式で回答を導けるようにするなど、AI について調査研究をしていきます。

（注23）チャットボット

人工知能を活用した自動会話プログラム。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑨ 市民向け 電子化事業	（電子申請システムの構築） 市役所等に出向かなくても、申請・手続きが行えるよう、電子申請システムの構築及び運営を行う。	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	（電子相談の仕組みの導入） AI を活用した電子相談の仕組み(AI チャットボット等) の導入を推進する。	検討	方針 決定	実施	実施	実施	実施

2 オープンデータの取り組み

【現状】

平成24年10月からオープンデータの取り組みを開始し、市ホームページのオープンデータカタログサイトには、約320件（令和3年8月1日現在）のデータが掲載されており、行政が出せる情報については、常住人口等を始めとしたデータを積極的に公開しています。

しかし、市で公開しているオープンデータは、既にホームページで掲載している情報をデータ化したものであり、加工しにくいワードのデータや加工できないPDFデータ等、利用者が使いにくいデータもあります。

【方向性】

スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中、自治体が保有する公共データを、市民や企業にとって利用しやすい形で公開することが求められています。

今後、API（注24）を意識したCSVファイル等の機械判読に適したデータ、また、推奨データセット（注25）に準拠したデータを公開するなど、市全体でオープンデータの取り組みを推進していきます。

（注24）API

汎用性の高い機能を外部から手軽に利用できるように提供する仕組みのこと。

Application Programming Interfaceの略。

（注25）推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑨ 市民向け 電子化事業	(オープンデータの充実) APIを意識したCSVファイル等の機関判読に適したデータ、推奨データセットに準拠したデータを公開するなど、市全体でオープンデータの取り組みを推進する。	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 ビッグデータ利活用の推進

【現状】

近年、ビッグデータという言葉に代表される電子的に処理可能なデータが飛躍的に増大しています。ビッグデータの活用がこれまで見過ごされてきた生産性向上や新たな需要の掘り起こしにつながり、経済成長やイノベーションの促進に資することが期待されています。

【方向性】

全国で教育データや保育データ等を利用したいとの声が上がっており、本市では、子育て世代が多く転入していることから、今後、国が策定した「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」を参考として、市内で蓄積・併合されたデータの分析による課題解決等の推進を図りながら、ビッグデータを民間へ提供していけるよう取り組んでいきます。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑨ 市民向け 電子化事業	(ビッグデータの利活用) 庁内で蓄積・併合されたデータの分析による課題解決等の推進を図る。 また、流山市が保有するビッグデータの利活用を民間等へ推進する。その際、庁内の部局・分野に加えて、都道府県や他の市町村等との連携可能性を踏まえ、広域でのデータの利活用のあり方についても検討し、より効果的な施策への活用を図る。	検討	実施	実施	実施	実施	実施

4 匿名加工情報の提供の仕組みの導入

【現状】

国若しくは自治体又は独立行政法人若しくはその他の事業者が保有するデータについて、民間での利活用を推進するために、平成28年12月14日に官民データ活用推進基本法が制定されました。

また、令和3年5月に個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を1つの法律に統合する「デジタル社会形成整備法」が公布され個人情報保護制度の見直しが行われました。

今後、本市が保有する個人情報の適正かつ効果的な活用を積極的に推進し、活力ある経済社会や豊かな住民生活の実現を目指すため、匿名加工情報（特定の個人を識別できないように加工したもの）を民間へ提供していくことが必要となっています。

【方向性】

個人の権利利益の保護及び行政事務の適正かつ円滑な運営に支障が生じないことを前提とし、令和3年改正個人情報保護法で実施が義務づけられた国及び都道府県、政令指定都市の運用・活用状況を踏まえ、匿名加工情報の作成・提供に当たり事務負担の軽減を図りながら運用できる仕組みの導入を検討していきます。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
匿名加工情報の提供の仕組みの導入	個人の権利利益の保護及び行政事務の適正かつ円滑な運営に支障が生じないことを前提として、匿名加工情報の作成・提供に当たり事務負担の軽減を図りながら運用できる仕組みの導入を推進する。	検討	検討	検討	検討	検討	実施

5 地域情報化の環境整備に係る取り組み

【現状】

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正（デジタルデバイド対策）として、誰もが本市のWebサイトを利用しやすいようにするため、Webアクセシビリティ（注26）確保のための環境整備に取り組んでいます。

また、Officeソフト、メールやインターネット等の活用のため、パソコン教室、スマートフォン教室等での講座を通じて、受講生が発展的・継続的に学ぶことができるように、公民館等における学習機会の提供を推進し、地域における人材育成の確保を図っています。

(注26) Web アクセシビリティ

高齢者や障害のある方など、心身の機能の制約や利用環境等に関係なく、誰もが Web で提供されている情報にアクセスし利用できること。

【方向性】

国内向け新型コロナワクチン接種証明書の電子版については、スマートフォンからマイナンバーカードを使い専用のアプリケーションを利用するようになったほか、国のマイナポイント事業により、スマートフォンから手続きできるようになるなど、今後、スマートフォンを利用した行政手続きが増えることが予想されます。

このような状況を踏まえ、本市では行政のデジタル化に合わせて、60 歳以上の方を含む市民の方々がスマートフォン等を利用して情報取得や申請等が行えるよう、スマートフォン講座の拡充など、対応を進めていきます。

また、ICT 活用における能力格差の是正や能力向上、地域の情報化を推進するため、ICT 技術を利用して地域の課題解決に取り組む団体等への後援を行います。

今後、教育、医療、子育て、防災、観光等の分野において、IoT を活用した地域課題の解決、地域経済の活性化を目指す試みが全国で実施されているため、インターネットを通じた攻撃等への情報セキュリティ対策が講じられた上での IoT の導入・活用を推進します。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑨ 市民向け 電子化事業	(ICT 技術を利用して地域の課題解決に取り組む団体等への後援) 流山市の課題や魅力について、ICT 技術の利用により、発見・分析・表現を行う講座を提供し、広い市民層に流山の情報を届ける団体等への後援を行う。	実施	実施	実施	実施	実施	実施

6 マイナンバーカードの普及

【現状】

平成29年11月から、異なる行政機関の間でマイナンバーにより生成された符号をもとに情報連携を開始し、これまで市民が行政の各種手続きで提出する必要があった書類を省略できるようになりました。

また、同時期にマイナポータル（注27）の運用も開始し、マイナンバーカードを所有している市民は、情報連携における取扱履歴の閲覧や子育てに関する行政手続きとして、ぴったりサービス（注28）の利用ができるようになりました。

その他、介護や介護予防のために必要な行政手続きを含むサービス情報を得られ、時間・場所を問わず、Web サイト上でサービスの検索から申請が可能となるワンストップサービスが、可能な手続きから順次開始されます。

本市の現状として、令和2年度のマイナポイント事業（注29）等により、マイナンバーカードの普及率が約41%（令和3年11月30日現在）まで増加し、全国40%（令和3年12月3日時点）をやや上回っている状況です。

(注27) マイナポータル

子育てに関する行政手続きをワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする政府運営のオンラインサービス。

(注28) ぴったりサービス

マイナポータルの子育てワンストップサービスの名称。

(注29) マイナポイント事業

消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とした国の事業。

マイナポイントの申し込み後に、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をすると、使用した金額の25%のポイントが付与される。(1人あたり最大5,000円)

【方向性】

マイナンバーカードの普及を推進するために、マイナンバーカードで利用できる手続きを調査研究していきます。

特に本市では、子育て世代が多く転入してきていることから、ぴったりサービスにある児童手当や保育といった手続きを、市民が窓口に来なくても電子手続きだけで完了できるよう推進していきます。

また、介護に関する手続きについて、被保険者を中心とした行政手続きのオンライン化を推進していきます。

さらに、住民票等の証明書のコンビニ交付を推進していきます。

今後、マイナンバーカードの普及促進を図っていくために、国の実証事業の動向等を注視し、マイナンバーカードの多機能化として、医療保険における被保険者の資格・特定健康診査・薬剤情報等を確認できる「医療保険のオンライン資格確認」、行政機関及び民間事業者等に対する引越しや死亡・相続に伴う手続きを一括で行うことが可能となるような「引越しワンストップサービス」及び「死亡・相続ワンストップサービス」、被災者支援制度における各種手続きが行える「被災者支援ワンストップサービス」、自治体職員の「職員証としての利用」等についても調査研究をしていきます。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑯ マイナン バー カードの 普及	(マイナンバーカードの 普及促進) マイナンバーカードの普 及促進を図っていく。	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	(子育てワンストップ サービスの実現) 保育園の入所申請や児童 手当の現況届などのオン ライン化(子育てワンスト ップサービス)を実現する とともに、入園対象児童の 保護者等への周知を行い、 電子申請の普及率向上を 図っていく。	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑯ マイナンバー カードの 普及	(介護ワンストップ サービスの実現) 介護に関する手続きのオ ンライン化(介護ワンスト ップサービス)を実現する とともに、被保険者等への 周知を行い、電子申請の普 及率向上を図っていく。	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	(証明書コンビニ交付 事業) 住民票等の証明書のコン ビニ交付を推進していく。	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	(医療保険のオンライン 資格確認の導入) 医療保険における被保険 者の資格・特定健康診査・ 薬剤情報等を確認できる 医療保険のオンライン資 格確認へ対応していく。	検討	実施	実施	実施	実施	実施
	(引越しワンストップ サービスの実現) 行政機関及び民間事業者 等に対する引越しに伴う 手続きを一括で行うことが 可能となるような引越し ワンストップサービスへ 対応していく。	検討	検討	検討	実施	実施	実施

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑯ マイナン バー カードの 普及	(死亡・相続ワンストップサービスの実現) 行政機関及び民間事業者等に対する死亡・相続に伴う手続を一括で行うことが可能となるような死亡・相続ワンストップサービスへ対応していく。	検討	検討	検討	実施	実施	実施
	(被災者支援ワンストップサービスの実現) 被災者支援制度における各種手続きが可能となるような被災者支援ワンストップサービスへ対応していく。	検討	検討	検討	実施	実施	実施
	(マイナンバーカードの多機能化の実現) その他、マイナンバーカードの多機能化について検討していく。	実施	実施	実施	実施	実施	実施

7 自治体クラウドの推進

【現状】

自治体クラウドとは、自庁舎ではなく外部のデータセンターにおいてネットワーク経由で、複数の自治体の情報システムを集約し共同で利用するものをいいます。

本市で市民のデータを管理している基幹系システムは、県内・類似団体・自治体クラウド導入済み自治体と比較して低コストであり、基本パッケージ以外でも共通化を実施し、さらに帳票類の調達・印刷の一括管理により、コストの削減を図っています。

また、耐震性が確保されたデータセンターを利用して、災害時対応として遠方で日次データのバックアップを行っており、自治体間の相互サポートが可能です。

【方向性】

本市では、自治体クラウドの要件であるコストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保を満たしており、引き続き自治体クラウド導入自治体として、より効率的な運営を図っていきます。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑩ 全庁 LAN 整備事業	(自治体クラウドの推進) 他団体との連携の強化を 図り、自治体クラウドを推 進する。	実施	実施	実施	実施	実施	実施

8 庁内システムにおける自治体情報システム標準仕様の導入

【現状】

国で提示している標準仕様は、自治体のデータフォーマットや帳票類の統一等を行うことにより、事務の共通性や住民の利便性の向上、行政運営の効率化が行われることを目的としています。

自治体の業務のうち、20業務（住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録）の情報システムについて標準化されます。

また、20業務の標準仕様については、令和3年度夏から順次公開され、令和4年夏までにすべての標準仕様が公開される予定です

なお、標準仕様への移行の目標時期は令和7年度とされていることから、当該目標時期に向けて各自治体においては、改めて現在のシステム更改計画等を見直す必要が生じます。

【方向性】

今後、文字情報基盤への対応、現行仕様書との比較分析等、令和7年度までに国の標準仕様への準拠を進めていきます。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑩ 全庁 LAN 整備事業	(庁内システムにおける 自治体情報システム標 準仕様の導入) 基幹系システムの整備に 当たっては、国で提示して いる標準仕様を利用する。 20業務については令和 7年度までに国の標準仕 様へ準拠を進める。	検討	方針 決定	開発	開発	試行	実施

9 行政内部事務効率化の推進

【現状】

総合行政ネットワーク（自治体間を相互に接続し、国のネットワークである霞ヶ関 WAN とも接続する行政ネットワーク）の構築及び公的個人認証サービス（インターネット申請等で他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざん等を防ぐため、利用者が使用する電子証明書を交付するもの）並びに自治体組織認証基盤（自治体が市民・企業等との間で電子的に実施する申請・届出等の手続きにおいて、作成した電子文書等の内容が改ざんされていないかを確認する仕組み）の整備等、電子政府・電子自治体の基盤整備が急速に進み、今後は市民等に利便性が実感できる具体的な利活用が求められています。

他自治体や市民、企業等との間で、インターネットを通信手段とする双方向の情報伝達や協議等は、日常の業務光景となっています。

しかし、市役所内部での各種起案や伝票等の決裁、供覧等は今でも紙ベースで行われており、電子文書と紙文書が混在する中で、それぞれを適正に管理・保管

し、迅速に検索・利用できるシステムが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の対策を受けて、令和2年2月以降、国からテレワークの推進がされていることから、紙文書の電子化が求められています。

【方向性】

電子自治体の構築は、ICTを最大限活用することにより、行政コストの削減を図りながら、行政サービスの質的な向上を実現する新たな行財政改革の手法のひとつです。

今後、多様な行政需要に対応していくためには、一層簡素で効率的な行政を実現することにより経営資源（人・時間・財源）を生み出すことが不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症の対策を受けて、令和2年度にテレワーク用モバイルパソコンを導入しましたが、職場においてある紙文書が確認できない、起案や財務処理が電子化されていない電子決裁ができないなどの課題があります。

そのため、文書の收受から起案、決裁、保存や情報公開までを電子的に一括管理する総合的文書管理システムの導入や伝票処理の電子化により一層の事務の効率化やペーパーレス化を図ります。

また、社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上を実現するため、行政内部の業務及びサービスを再構成する業務改革（BPR）が必要であるといわれています。

今後、行政サービスの維持・向上を実現するため、業務の棚卸作業の実施を行い、行政内部の業務効率化を図っていきます。

さらに、定型業務から付加価値の高い政策的業務へ職員の配置転換が必要であるため、定型業務については、外部委託の他、AIやRPAといった最新のICT技術の活用による効率化の調査研究や実証実験を行っていきます。

そして、AIやRPAを適用できる対象業務を選定しながら、業務プロセスの見直しや業務の自動化を行うことで、業務の効率化や正確性の向上、職員の負担軽減、市民サービスの向上を図っていきます。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
行政内部 事務 効率化の 推進	7-(4)-⑩ 全庁 LAN 整備事業 (情報システム調達ガイドラインの策定) (全庁 LAN システムの整備) (基幹系システムへの RPA 導入) (全庁 LAN システムへの RPA 導入) (議事録作成支援システム導入) (テレワーク用モバイル端末導入) 等	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	7-(4)-⑪ 文書管理システム導入事業	検討	検討	検討	実施	実施	実施
	7-(3)-① 人事・給与等管理システム導入事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	7-(3)-② 人事管理システム統合事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	7-(1)-⑮ 伝票処理の電子化事業	検討	検討	検討	実施	実施	実施
	7-(4)-⑳ おくやみ相談窓口設置運営事業	検討	方針 決定	実施	実施	実施	実施

10 統合型 GIS（地理情報システム）の推進

【現状】

以前、施設の担当部署では、道路や土地の利用現況等、多様な地理情報をデジタル化された地図に表示させ、作図・分析・情報管理等が行える GIS を個別に（以下「個別 GIS」といいます。）導入し業務を実施していました。

そこで、業務の更なる効率化を目的に、市で運用している地図データ及び個別 GIS を統合させ、平成 29 年度に共通の GIS 基盤の構築を行い、道路管理業務、建築住宅業務、資産税業務、都市計画業務をサポートする機能を構築し、地図データやそれに付随する情報を共有しています。

【方向性】

GIS については、市内での活用に止まらず、GIS 特有の視覚的効果・分かりやすさを活かし、インターネットを介して市民へ分かりやすい情報提供を行うとともに、市民から市への情報提供あるいは、市民同士の情報交換の場となるほか、電子申請や電子調達での活用も調査研究をしていきます。

今後、更なる行政内部の業務の効率化に加え、インターネット上で多くの地図情報を公開することにより、市民サービスの向上を図っていきます。

【計画】

事業名	事業内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降
7-(4)-⑩ 全庁 LAN 整備事業	（GIS 統合整備） 統合型情報 GIS を導入して 地図データやそれに付随 する情報を市内で共有や 連携することで、業務の更 なる効率化及び市民サー ビスを図る。	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第5章 施策別アクションプラン（各論）

各論1 安心・安全で快適に暮らせるまち
（防災・防犯環境の整備のための情報化）

【具体的な取組み】

(1) 防災（総合計画第3章1節1項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 地域防災活動支援事業 自治会、自主防災組織などの地域コミュニティが協力・連携（共助）して、災害時に対応できる防災体制の構築をめざし、平時からの体制づくりと防災活動、応急活動を支援するための事業を行う。	有	市民生活部	防災危機管理課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 災害に係る情報発信等に関する協定 流山市とヤフー株式会社は、平成30年7月23日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害時のサイト作成、市内の避難所等の防災情報及び避難勧告等の緊急情報の掲載等、インターネットを活用して市民に必要な情報を迅速に提供する。	無	市民生活部	防災危機管理課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 防災気象情報ネットワークシステム構築事業 市内の詳細な気象情報や観測データを市内で共有する。	無	市民生活部	防災危機管理課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④ 災害時情報伝達手段整備事業 災害時における速やかな情報伝達手段を確保するため防災行政無線、MCA無線、多メディア一斉配信システム等の整備を行う。	有	市民生活部	防災危機管理課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 消防・救急（総合計画第3章1節2項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 消防指令業務運用事業 （全国瞬時警報システム（J-ALERT）整備） 市役所設置の全国瞬時警報システム（J-ALERT）が万一の事態で作動しなかった場合に備え、消防本部に同システムを設置して、既設消防設置の防災行政無線遠隔操作卓を活用して、緊急事態及び災害情報を防災行政無線で伝達する。 （消防救急無線デジタル化県域共同整備） 消防救急無線デジタル化県域共同整備・管理と消防指令業務の共同運用整備を推進する。 （消防指令業務共同運用事業） 千葉北西部消防指令センターは、当市ほか5市の指令センターとして運用してきた。令和2年度より新たに4市を加え、10市を統括する指令センターとして共同運用を行う。 （消防・救急業務統計システム構築事業） 消防本部・各署間におけるネットワークを構築し、災害等業務統計の入力及び情報の共有化と業務の効率化を図る。 （災害時緊急連絡体制事業） 職員等に災害発生時等に連絡用メール（携帯電話）を配信し、迅速に招集できる体制を維持する。 （災害現場の画像電送事業） 災害現場の画像を電送し、災害対策本部等から指揮、指令できるシステムを活用し、災害対策の強化を図る。 （メールによる119番緊急通報受信事業） インターネットメールによる緊急通報を受信できるシステム【NET119】を活用し、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにできる体制を維持していく。 （防火対象物危険物施設電子化事業） 防火対象物及び危険物施設について、台帳として保存及び管理している紙ベースの書類を電子データ化して、電子システムによる台帳の管理・運用を図り、予防行政の向上と市民の安心と安全に努める。	有	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	有	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	有	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	無	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	無	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	無	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	無	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	有	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 緊急通報システム活用事業 単身高齢者世帯からの救急要請などを緊急通報システムにより受信し、迅速な対応を図る。	無	消防本部	消防防災課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 交通安全・防犯・消費生活（総合計画第3章1節3項）		実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 安心メール配信事業	災害時の避難情報や犯罪発生情報等、緊急時に必要な情報をメールを利用して迅速に伝える。	有	市民生活部	コミュニティ課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 消費者啓発事業					悪質商法などの消費者トラブルについて、自治会や老人会、小中学校や高校などを対象に出前講座などの消費者啓発を行い、消費者トラブルを未然に防止し、被害の拡大防止に努める。	有	市民生活部	コミュニティ課	実施	実施
③ 市政へのメール事業	インターネットのメール機能を活用し、市政への要望や行政サービスの改善提案などを365日、24時間受け付ける。	無	総合政策部	秘書広報課					実施	実施
④ 「市長への手紙」のデータベース化					「市長への手紙」として寄せられている市民の提案・苦情・要望等について、内容と対応をデータベース化し、ホームページ等で公開し、市政に反映させる。	無	総合政策部	秘書広報課	実施	実施
(4) 地域コミュニティ・市民協働（総合計画第3章1節4項）		実施計画位置付け	担当部	担当課					令和2年度	令和3年度
① コミュニティ事務管理事業	市民に対して自治会や市民活動団体等の情報を共有するため、様々な手法を使い情報を発信する。	有	市民生活部	コミュニティ課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

各論2 生きがいをもって健康・長寿に暮らせるまち
(健康・文化の充実のための情報化)

【具体的な取組み】

(1) 健康・医療 (総合計画第3章2節1項)	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 健康増進事業 特定健診充実事業ほか各種検診の受診状況及び受診結果を経年データとして登録、一括管理し、集計処理、保健指導等を実施し、市民の健康管理に活用する。	有	健康福祉部	健康増進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② あんま・はり等助成事業 国民健康保険の被保険者(未しょう神経疾患又は運動器疾患の自覚症状をもつ方)で、60歳以上の方が市が指定するあんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施設で施術を受ける場合、申請により1年間に最大24枚の利用券(1枚500円)を交付し、被保険者の健康の保持増進を図る。	有	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 国保人間ドック・脳ドック助成事業 人間ドック及び脳ドックの利用に関する費用の助成は国民健康保険の保険者として、市が被保険者の健康の保持増進及び疾病の早期発見、早期予防のため、検査費用のうち23,000円(脳ドックに脳検査を追加する場合は28,000円)を補助して行う事業で、医療費の削減に繋げる。	有	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④ 後期高齢者健康診査事業 後期高齢者医療被保険者の健康の保持促進のために健康診査を実施する。	有	健康福祉部	健康増進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 特定健康診査等事業 国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防をするとともに、医療費の削減を目指す。	有	健康福祉部	健康増進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 被保険者管理事業 県内市町村で共同で利用する新共同レセプト管理システムを導入し、療養費申請等のオンライン化を行い、事務の迅速化を目指す。	無	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑦ 国民健康保険データヘルス計画作成事業 国民健康保険加入者の健康増進のため、医療に関する情報を基に策定された「データヘルス計画」に基づく保健事業を推進する。	無	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑧ 成人集団検診予約システム導入事業 市民がシステムを利用して集団がん検診等の予約を行えるように整備するもの。	有	健康福祉部	健康増進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑨ 母子保健システム事業 妊娠届、妊婦検診の受診状況、予防接種の接種状況、3か月・1歳6か月・3歳の健診の受診状況及び全ての母子事業に関する相談、乳児全戸訪問等の実施等を登録・一括管理し、集計処理・事後指導を実施する。 上記データを訪問指導時に閲覧するためのタブレット端末の導入を行う。	無	健康福祉部	健康増進課	検討	実施	実施	実施	実施	実施
⑩ 健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業 健(検)診結果を電子化し転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや個人が一元的にマイナポータルで確認できる仕組みを構築する。	無	健康福祉部	健康増進課	検討	方針決定	実施	実施	実施	実施

(2) 生涯学習（総合計画第3章2節2項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① ICT学習支援事業 市民の情報活用能力育成を目的にIT室を活用した学習の場を広く市民に提供し、生涯学習に関する情報の収集発信をはじめ学習の一助とする。	有	生涯学習部	公民館	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 図書館情報提供サービス事業 市民や利用者が自宅等からインターネットで図書館の蔵書を検索し、貸出予約が可能となる図書館コンピューターシステムを管理運用して、ICT時代に対応した図書館サービスの向上を図る。	有	生涯学習部	図書館	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 生涯学習情報提供事業 生涯学習活動団体の情報を掲載する「まなびの森」を、ホームページで情報提供する。	無	生涯学習部	生涯学習課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④ 人材登録者活用事業 様々な特技や専門性を持った市民の情報を収集し、人材データ「まちの先生」としてホームページ等で情報提供し、地域の市民講師として活用できる人材活用システムを構築する。	無	生涯学習部	生涯学習課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3) 文化芸術・歴史（総合計画第3章2節3項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 埋蔵文化財情報提供事業 市内の文化財情報を地図上に掲載し、窓口での開発行為等に係る埋蔵文化財の事前協議等に活用する。	無	生涯学習部	博物館	実施	実施	実施	実施	実施	実施

各論3 良質な住環境のなかで暮らせるまち (都市基盤・生活環境の整備のための情報化)

【具体的な取組み】

(1) 市街地整備・景観(総合計画第3章3節2項)	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 保留地販売情報及びアンケート事業(土地区画整理事業の一部) ホームページを利用し、保留地販売情報を提供するとともに土地購入に関するアンケートの協力を促す。また、氏名等登録された方々にEメールを利用して保留地販売情報を送付する。今後はさらに保留地販売を積極的にアピールする必要があるため、ホームページの充実を図る。	有	まちづくり推進部	まちづくり推進課	実施	実施	完了	完了	完了	完了
② 指定道路図及び指定道路調書作成事業 建築基準法施行規則による指定道路等に関する情報管理の適正化のため指定道路図及び指定道路調書を作成する。	無	まちづくり推進部	建築住宅課	庁内統合型GISへ統合					
③ 開発許可管理システム構築事業 開発許可・建築確認情報等を電子データ化し、開発の調査の迅速化及び各種許可書の発行、管理の一元化を推進する。	有	まちづくり推進部	宅地課	完了	完了	完了	完了	完了	完了
④ 建築行政共用データベースシステム更新事業 建築確認情報等を電子データ化し、建築状況等の調査の迅速化及び各種許可書の発行、管理の一元化を推進する。	有	まちづくり推進部	建築住宅課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 統合型地図情報システム更新事業 都市計画図、住宅地図や航空写真等の地図情報に合わせて建築確認や開発行為の情報を一元的にデータ管理し、市民等の照会に迅速に対応する。	有	まちづくり推進部	建築住宅課	庁内統合型GISへ統合					
⑥ 都市計画地理情報システム更新事業 用途地域等に関する窓口・電話照会に対して、最新情報を正確に提供する。	有	まちづくり推進部	都市計画課	庁内統合型GISへ統合					
⑦ 都市計画情報ホームページ掲載事業 都市計画の決定情報等を市のホームページに掲載することにより、随時、市民や事業者へ情報を提供する。	無	まちづくり推進部	都市計画課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑧ 広告物等推進事業 広告物等の許可申請に関する情報について台帳を作成し、電子データとすることで、設置状況等の調査の迅速化及び許可の発行、情報管理の一元化を推進する。	有	まちづくり推進部	都市計画課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 河川・排水（総合計画第3章3節4項）		実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 三輪野山地区総合治水対策事業 和田堀都市下水路に隣接した三輪野山地域の降雨による増水等の情報を入手し、現地対応等の検討等に役立て、浸水被害軽減を図る。		有	土木部	河川課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 洪水ハザードマップ作成事業 一級河川江戸川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域図に伴う流山市洪水ハザードマップを公開する。		有	土木部	河川課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3) 上下水道（総合計画第3章3節5項）		実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 水道に関するPR事業 市内在住の小中学生を対象に、水道に関するポスターを募集し、入賞作品を上下水道局ホームページに掲載するほか、鉄道車内等に展示するなど、水道事業の啓発活動を行う。また、水道週間中に上下水道展を開催し、水道に関する広報活動を行う。		無	上下水道局	経營業務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 水道総合情報管理システム構築事業 上下水道事業会計システム・電子入札システムを活用し、会計事務及び入札事務を円滑に処理できるようシステムの保守、維持管理、改善を実施し、より効率的な運用を図る。		無	上下水道局	経營業務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 流山市水道事業基本計画（水道ビジョン）策定事業 令和2年度において策定した水道ビジョンに基づき、令和12年度までの10年間に於いて、中央監視システムの更新等の情報化を含め、各事業を実施する。		無	上下水道局	経營業務課・水道工務課	実施	完了	完了	完了	完了	完了
④ 下水道台帳維持管理事業 公共下水道の整備及び補修履歴等をデータ化する下水道情報管理システムを構築する。		無	上下水道局	下水道建設課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 下水道ビジョン策定事業 10年先を目標年度とする中長期的な下水道行政の基本計画を策定する。		無	上下水道局	経營業務課、下水道建設課	検討	実施	実施	完了	完了	完了

(4) 交通（総合計画第3章3節6項）	実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① ぐりんバス運行事業 ぐりんバスの運行情報等を掲載し、利用者の利便性向上と利用者の増加に努める。	有	まちづくり推進部	まちづくり推進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(5) 住宅（総合計画第3章3節7項）	実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① 市営住宅管理システム導入事業 市営住宅の入退去、収納及び滞納等を管理する市営住宅管理システムを導入する。	無	まちづくり推進部	建築住宅課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6) 生活環境（総合計画第3章3節8項）	実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① 畜犬登録管理システム更新事業 畜犬登録管理台帳管理や狂犬病注射接種件数管理等の処理を行う。	有	環境部	環境政策課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 地域環境保全推進指導事業 タブレットを使用した空き地の雑草の現地調査を実施し、業務の効率化を図る。	無	環境部	環境政策課			検討	試行	実施	実施
(7) 廃棄物（総合計画第3章3節9項）	実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① ごみ減量・資源化事業 アプリで地域の家庭ごみカレンダーとごみ分別などで確認することにより、より一層のごみ減量・資源化の推進を図る。	有	環境部	クリーンセンター	検討	実施	実施	実施	実施	実施

各論4 賑わいと魅力あるまち (産業の振興のための情報化)

【具体的な取組み】

(1) 地域経済（総合計画第3章4節1項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 地域職業相談室運営事業 求人情報等の提供や求職者が求人情報の検索・閲覧を容易に行えるようにする。また、就労支援セミナーの開催情報等を提供し、早期就労をサポートする。	有	経済振興部	商工振興課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 農業（総合計画第3章4節2項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 農業経営所得安定対策事業 国の方針に基づいて本市に割り当てられる米の生産量（水稲作付面積）が適正となるよう、耕作台帳システム（県下共通のシステム）を用いて、水稲生産者に対して生産量（作付面積）を通知し、生産調整量の達成・未達成の確認及び管理を行う。国の制度の変更に伴い平成25年度から事業名称を変更（～平成23年度：米需給調整円滑化支援事業、平成24年度：農業者戸別所得補償推進事業）した。	有	経済振興部	農業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 農薬の適正使用推進事業 市民に農薬の適正な使用と管理、近隣住民等への配慮について理解を得るために、ホームページ・広報等により周知する。	有	経済振興部	農業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 農地バンク事業 担い手農家の営農規模の拡大と新規就農の促進を図るため、ホームページを利用し、農地の貸借に関する情報提供を行う。	無	経済振興部	農業振興課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3) ツーリズム（総合計画第3章4節3項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 観光育成・助成事業 流山の観光のPR及び誘客を目的に、観光資源の発掘・醸成など、本市の歴史、観光資源等について理解を深めてもらうとともに、交流人口の増加を図り、地域の活性化及び経済効果を高めるための情報発信を行う。	有	経済振興部	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 観光マップ制作事業 流山市の観光資源を市内外に発信し、誘客を図りながら観光の振興と活性化を推進するため、観光情報を掲載したマップを作成する。	無	経済振興部	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 公衆無線LAN環境整備事業 流山本町地域の商店や観光スポット並びに公共施設等において、公衆無線LANサービスを提供するほか、観光情報の発信を強化し、店舗や施設への顧客を図る。	有	経済振興部	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

各論5 誰もが自分らしく暮らせるまち
(市民福祉の充実のための情報化)

【具体的な取組み】

(1) 高齢者福祉 (総合計画第3章5節1項)	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 在宅医療介護連携推進事業 クラウドによる情報共有システムを利用し、在宅療養者を支える医療と介護の関係職種間での円滑な情報共有を行う。	有	健康福祉部	介護支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 後期高齢者あんま・マッサージ等助成事業 被保険者の健康保持促進及びサービスの維持・向上に寄与するための市独自の助成事業を推進する。	有	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 後期高齢者医療保険人間ドック・脳ドック助成事業 人間ドック及び脳ドックの利用に関する費用の助成は後期高齢者医療保険の保険者として、市が被保険者の健康の保持増進及び疾病の早期発見、早期予防のため、検査費用のうち23,000円(脳ドックに脳検査を追加する場合は28,000円)を補助して行う事業で、医療費の削減に繋げる。	有	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④ 福祉サービス情報提供システム事業(地域包括支援センター運営事業) 市内5か所の流山市高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)が、利用者の情報を適切に管理するとともに、市役所と必要な情報を共有し、地域支援事業の推進を図る。	無	健康福祉部	高齢者支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 障害福祉 (総合計画第3章5節2項)	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 障害者支援システム借上事業 各種障害福祉サービスを統合させた総合システムを導入し、事務処理の適正化及び効率化を図る。	有	健康福祉部	障害者支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 障害者支援課住民記録・税情報照会システム借上事業 住民記録や課税情報を照会できるシステムを導入し、事務処理の適正化及び事務の効率化を図る。	有	健康福祉部	障害者支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 地域福祉（総合計画第3章5節3項）		実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① 福祉サービスに関するホームページ活用事業	ICTによる福祉情報の提供を推進する。	無	健康福祉部	社会福祉課						
					実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 生活保護データシステム更新事業	本市の生活保護データシステムの保守管理期間の満了に伴いデータ更新と国のオンライン化（生活保護業務データシステム）整備に合わせ本市と国のシステムの構築を行い、より適正で効率的な生活保護事務を実施する。	有	健康福祉部	社会福祉課						
					実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 生活保護業務電子化事業	生活保護受給世帯の台帳情報、保護決定内容、医療・介護扶助の受給状況、支払状況等のケースファイルを電子化して管理する。また、訪問時に生活保護システムと連携した訪問支援システムを活用することで、事務の迅速化、効率化を図る。	有	健康福祉部	社会福祉課						
					実施	実施	実施	実施	実施	実施

各論6 子どもをみんなで育むまち
(子育て・教育の充実のための情報化)

【具体的な取組み】

(1) 子ども・子育て（総合計画第3章6節1項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 妊娠・出産・子育てサポート事業 予防接種スケジュール管理を始め、接種歴や妊婦・乳幼児健診の記録、子育て等に関する情報が得られる、子育て世代をサポートするためのスマートフォンアプリの導入を実施する。	有	健康福祉部	健康増進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 保育所AI入所選考システム導入事業 保育所入所に係る様々な要件入力に対して人工知能（AI）による選考結果を導き出すシステムを導入し、事務処理の迅速化、効率化を図る。	無	子ども家庭部	保育課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 保育料滞納管理システム導入事業 現行の保育料システムに滞納繰越分の交渉記録・分納誓約書及び分割納付書の作成等の処理を追加することにより、債権回収対策室との業務連携に役立てるとともに情報管理の適正化を図る。	無	子ども家庭部	保育課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④ 児童家庭相談システム導入事業 児童家庭相談のケース記録等をデータベース化して一元管理を行うことにより、ケースの進行管理、資料の作成、統計、検索等、事務処理の迅速化、効率化を図る。	無	子ども家庭部	子ども家庭課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 母子保健システム導入事業 妊娠届、妊婦健診の受診状況、予防接種の接種状況、3か月・1歳6か月・3歳の健診の受診状況及び全ての母子事業に関する相談、乳児全戸訪問等の実施等を登録・一括管理し、集計処理・事後指導を実施する。	無	健康福祉部	健康増進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 新型コロナウイルス感染症対策事業（保育課） 保育サービスシステムを導入し、登降所の管理、メールの一括送信、延長保育料計算用データをの作成を行う。	無	子ども家庭部	保育課		検討	実施	実施	実施	実施
(2) 学校教育（総合計画第3章6節2項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① ICT学習空間整備事業 小学校、中学校での個人情報漏洩問題、調査書の誤記載問題などを防ぎ、情報管理と事務の効率化を図るため、校内サーバの設置、ネットワークのセキュリティー強化、校務支援ソフトの導入、校務用パソコンの計画的な更新を行う。	有	学校教育部	学校教育課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
② ICT学習空間整備事業 コンピュータ及び校内LANの整備により児童生徒の情報活用能力の育成を図る。	有	学校教育部	指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 教育用インターネット活用推進事業 市内全小中学校をインターネットに接続し、児童・生徒の情報活用能力の育成と授業の充実を図る。	有	学校教育部	指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④ 就学事務支援システム導入事業 住基システムを活用し、学齢簿管理や窓口業務の効率化を図る。	有	学校教育部	学校教育課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 小学校教育指導運営事業・中学校教育指導運営事業 小中学校における情報教育の推進のためにOA用消耗品を購入したり、パソコンの修繕を行う。	無	学校教育部	指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 報告・相談サポート事業 いじめ問題に対し、報告・相談・通報を受け付け、よりの確かかつ迅速に対応するためのスマートフォンアプリの導入を実施する。	無	学校教育部	指導課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑦ 学校給食公会計化事業 学校給食費の公会計化に伴い、徴収対象管理、収納管理、未納管理等を行うためのシステムを導入することにより、事務の迅速化・効率化、教職員の負担軽減を図る。	有	学校教育部	学校教育課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

各論7 計画を推進するために
(市政経営のための情報化)

【具体的な取組み】

(1) 財政運営（総合計画第4章7節1項）	実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① 市税還付事業 申告や課税更正により発生する過誤納金に対し、還付・充当処理を行う。	無	財政部	税制課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 税収納事業 市税の賦課・収納を一元的に管理している電算システムを利用し、コンビニ収納や口座振替等で収納された市税を管理する。また、未納に対しては税負担の公平性を確保するため、税法に基づく滞納整理を実施し、市税収入を確保する。	無	財政部	税制課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 滞納管理システム導入事業 滞納繰越分の交渉記録・財産状況・滞納処分状況等と収納データを一元的に管理し、関係書類をリアルタイムの収納データで作成する。	無	財政部	税制課	完了	完了	完了	完了	完了	完了
④ 軽自動車税賦課事業 地方公共団体情報システム機構が提供する燃費性能や初年度車検データをL GWAN経由で受信・取込、グリーン化特例や重課判定をシステムにより適正に処理する。	有	財政部	市民税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 市民税等賦課事業 個人市民税及び法人市民税の賦課及びそれに係る事務を行う。	有	財政部	市民税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 電子申告事業 個人市民税、法人市民税のインターネットを利用した電子申告システムをe L T A X（地方税ポータルシステム）により実施し、利用の促進を図る。	無	財政部	市民税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑦ 個人市民税の特別徴収税額通知の電子化 個人市民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化を実現し、事務の効率化や企業等における事務負担の軽減を図る。	無	財政部	市民税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑧ 固定資産（土地）評価事業 土地評価の均衡化・適正化を図るため、1標準宅地の価格形成要因調査、2路線の付設、3路線の価格形成要因調査、4標準宅地価格の検証・基準表作成、5公開用資料・中間報告書作成、6路線価データの作成、7追加路線価算定等の作成を行う。	有	財政部	資産税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
⑨ 固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業 統合型GISを活用し、課税内容の現況及び変更を把握することにより、固定資産税の公正・適正な課税を行う。	有	財政部	資産税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑩ 固定資産評価課税事業 賦課期日である毎年1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)について登記、現地調査及び航空写真により課税物件を特定し、公正・適正に評価を行い、価格を決定した後、課税を行う。	有	財政部	資産税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑪ 市税等納付コールセンター事業 現年滞納分に特化した電話等による催告業務を民間委託して、現年度収納率の向上と収額の増加及び累積滞納を防止し、安定した財源確保を図る。	有	財政部	税制課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑫ 財務会計システム更新事業 財政全般に係る適正な執行を管理する。	無	財政部	財政調整課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑬ 課税資料電子化事業 ペーパーレス化の推進と、課税事務の効率化、課税資料の保管スペースのスリム化などを図るため、課税資料の電子化システムを構築し、平成26年度以降は、住民税システム電算業務委託料(ダウンサイジング分)として一括契約することにより、ランニングコストを経常予算としている。	有	財政部	市民税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑭ 国保料滞納者管理システム事業 税制課で既に導入している滞納管理システムと、次期構築する国保料滞納者管理システムとを連携させた一元化システムを構築し情報管理の適正化を推進するとともに、債権回収対策室との業務連携にも役立てる。	無	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑮ 伝票処理の電子化事業 紙文書のデジタル処理化の一環として、現金等払込書等を含めた伝票処理の電子化を推進していく。	無	会計課	会計課	検討	検討	検討	検討	実施	実施
⑯ マルチペイメント対応事業 円滑で確実な収納事務に資するため、マルチペイメントに対応したシステムの構築について、国・県、他市の状況を見極めながら、庁内関係課と連携し検討していく。	無	総合政策部 会計課	情報政策・改革 改善課 会計課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑰ ふるさと納税クレジットカード納付導入事業 市民がふるさと納税ポータルサイトを利用して、納税をクレジットカード決済で行うもの。	無	財政部	財政調整課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑱ 預貯金等照会電子化事業 電算システムの活用により事務の効率化を図り、迅速な滞納整理業務を行うもの。	無	財政部	税制課	検討	試行	実施	実施	実施	実施

(2) 資産活用 (総合計画第4章7節2項)		実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① ファシリティマネジメント推進事業										
公共施設を財産ととらえ、戦略的な施設経営を推進するため、専用のソフトを活用して各施設の状況を整理・分析し、個別施設計画に基づく大規模改修を進め、各種ファシリティマネジメント施策を推進する。		有	総務部	財産活用課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 公有財産台帳整備事業										
現在保有している土地及び建物をシステムで管理することで、適正かつ効率的な財産管理を行う。		有	総務部	財産活用課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(3) 組織・人材 (総合計画第4章7節3項)		実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① 人事・給与等管理システム導入事業										
(給与計算システム) 現行のバッチ委託処理方式からC/S処理方式へ切り替え、職員の給与計算に係る事務処理の簡素・効率化を図る。		有	総務部	人材育成課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(勤休管理システム) 職員の時間外勤務及び特殊勤務に係る給与計算、出・退勤管理、休暇等の各種届出、決裁等について電子ベース化により、事務処理の簡素・効率化を図る。		有	総務部	人材育成課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(マイナンバー管理システム) 職員のマイナンバーを基幹系サーバで管理することにより、より安全かつ効率的な運用を図る。		有	総務部	人材育成課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(会計年度任用職員システム) 令和2年度からの会計年度任用職員の任用、服務、報酬支給及び所得税の源泉管理に係る情報の一元化により、事務処理の簡素化及び効率化を図る。		有	総務部	人材育成課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(臨時職員等管理システム) 臨時職員及び非常勤特別職等の任用管理、賃金・報酬支給管理、所得税の源泉管理に係る情報の一元化により、事務処理の簡素・効率化を図る。		有	総務部	人材育成課	実施	実施	完了	完了	完了	完了
(職員健康管理システム) 職員の健康管理情報のデータベース化を図り、健康情報に係る経年データの蓄積(集計)等により、健康分析と産業医等による評価に基づいた計画的な健康づくりを推進する。		有	総務部	人材育成課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 人事管理システム統合事業										
既存の人事記録システムと、上記の給与等管理システム(会計年度任用職員システム、臨時職員等管理システム及び源泉徴収システムを除く)を統合し、人事情報の一元化を図り事務処理の効率・迅速化を図る。		無	総務部	人材育成課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 人事・給与等管理システム導入事業 (源泉徴収システム)										
特別職非常勤職員等の報酬等に係る源泉所得税をシステムで管理することで、事務処理の簡素・効率化を図る。		有	総務部	人材育成課		検討	実施	実施	実施	実施

(4) 行政経営（総合計画第4章7節4項）	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
① 市民参加推進事業 市の計画策定や市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入等にあたり、市民等の市政への参加手続き等を定めた流山市市民参加条例に基づいた手続きが行われたが、流山市市民参加推進委員会による評価・審議等を行い、以って市民参加の推進を図る。	無	市民生活部	コミュニティ課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 情報公開事業 流山市情報公開条例に基づき、情報公開制度の充実に努めるとともに、公文書の電子化の推進に努める。	有	総務部	総務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ インターネット等を利用した情報公開請求事業 インターネット等を利用して情報公開請求ができるようにする。	無	総務部	総務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④ 法規等事務管理事業 L GWANから例規集の閲覧や検索ができるシステムの運用を継続する。	無	総務部	総務課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ ホームページリニューアル事業 本市が開設するホームページが、市内外の住民にとって魅力があり利用しやすいものにするために、市職員によるコンテンツの作成及び更新の容易性を高め、情報提供機能の充実を高めることを目指す。	無	総合政策部	秘書広報課	検討	検討	実施	検討	検討	検討
⑥ 見やすく分かりやすいホームページ運営事業 市の公式ホームページの作成、更新。市や企業に分かりやすく、使いやすいホームページとする。情報提供の質・量の充実とともに行政と住民等で双方向となるような場を目指す。	有	総合政策部	秘書広報課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑦ 行政評価推進事業 行政評価システムを活用した行政運営を展開するため、市民アンケート調査や、職員研修を実施する。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑧ 当日投票システム導入事業 選挙当日の選挙人名簿や投票状況等の情報をデータ管理することにより、事務の迅速化・効率化を図る。	無	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑨ 市民向け電子化事業 (電子申請システムの構築) 市役所等に出向かなくても、申請・手続きが行えるよう、電子申請システムの構築及び運営を行う。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(次期施設予約システムの構築) 市内の公共施設の予約や空き状況の照会等がインターネット等を利用してできるシステムの運用を継続し、より使いやすいシステムへの見直しを行う。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	開発	実施	実施	実施	実施	実施

	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
(電子相談の仕組みの導入) AIを活用した電子相談の仕組み(AIチャットボット等)の導入を推進する。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	検討	実施	実施	実施	実施	実施
(オープンデータの充実) APIを意識したCSVファイル等の機関判読に適したデータ、推奨データセットに準拠したデータを公開するなど、市全体でオープンデータの取り組みを推進する。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(ビッグデータの利活用) 庁内で蓄積・併合されたデータの分析による課題解決等の推進を図る。 また、流山市が保有するビッグデータの利活用を民間等へ推進する。その際、庁内の部局・分野に加えて、都道府県や他の市町村等との連携可能性を踏まえ、広域でのデータの利活用のあり方についても検討し、より効果的な施策への活用を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	検討	実施	実施	実施	実施	実施
(匿名加工情報の提供の仕組みの導入) 個人の権利利益の保護及び行政事務の適正かつ円滑な運営に支障が生じないことを前提として、匿名加工情報の作成・提供に当たり事務負担の軽減を図りながら運用できる仕組みの導入を推進する。	無	総務部	総務課	検討	検討	検討	検討	検討	実施
(ICT技術を利用して地域の課題解決に取り組む団体等への後援) 流山市の課題や魅力について、ICT技術の利用により、発見・分析・表現を行う講座を提供し、広い市民層に流山の情報を届ける団体等への後援を行う。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑩ 全庁LAN整備事業									
(情報システム調達ガイドラインの策定) 情報システムを調達する上での標準的な手法を確立し、全体的に最適な情報システムを導入するために、情報システム調達ガイドラインの策定及び見直しを行う。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(自治体クラウドの推進) 他団体との連携の強化を図り、自治体クラウドを推進する。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(庁内システムにおける自治体情報システム標準仕様の導入) 基幹系システムの整備に当たっては、国で提示している標準仕様を利用する。 20業務については令和7年度までに国の標準仕様へ準拠を進める。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	検討	方針決定	開発	開発	試行	実施
(中間標準レイアウト仕様の活用) 自治体のクラウド化等のシステム更改において、調達要件として、中間標準レイアウト仕様の活用によるデータ移行を必須とする旨、仕様書に記載する。多額のデータ移行費を原因とするベンダーロックインを回避し、最適な製品の選定、システムコストの削減を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(全庁LANシステムの整備) 市役所本庁舎と外部施設のネットワーク構築及び必要に応じた回線速度とセキュリティの強化を進めるとともに、グループウェア・インターネット・各種アプリケーションを利用し、多目的用途に合ったシステムの構築を行い、情報の共有化及び事務の迅速化、効率化を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
(基幹系システムへのRPA導入) 基幹系システムを利用した定型業務にRPAを導入し、事務の迅速化及び効率化を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施
(全庁LANシステムへのRPA導入) 全庁LANシステムを利用した定型業務にRPAを導入し、事務の迅速化及び効率化を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	検討	検討	実施	実施	実施
(議事録作成支援システム導入) 会議における議事録の作成にAIを活用した音声認識サービスを導入し、事務の迅速化及び効率化を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施
(電子会議システム導入) 離れた場所においても、打ち合わせや会議を実施し、情報を共有できるシステムを導入し、事務の迅速化及び効率化を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	検討	実施	実施	実施	実施
(情報セキュリティ対策の実施) マイナンバー制度のスタートに伴い、市民の個人情報等の安全管理を徹底するための情報セキュリティ対策を施す。 また、外部機関に委託してシステム監査を実施する。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施
(ICT部門の事業継続計画の策定) 大規模な災害、事故、事件等や感染症の発生により流山市の庁舎、職員等に相当の被害があっても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるために、ICT部門の事業継続計画の策定及び見直しを行う。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施
(GIS統合整備) 統合型情報GISを導入して地図データやそれに付随する情報を庁内で共有や連携することで、業務の更なる効率化及び市民サービスを図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施
(テレワーク端末整備) テレワーク中においても、現場と同様の環境で業務可能な情報端末の整備及びネットワーク環境を構築し、行政機能の維持を図る。	有	総合政策部	情報政策・改革改善課	検討	実施	実施	実施	実施
⑪ 文書管理システム導入事業 電子ベースでの文書管理及び電子決裁から保存までを総合的に管理する文書管理システムの構築を図る。	有	総務部	総務課	検討	検討	検討	実施	実施
⑫ 住民基本台帳ネットワーク事業 各種行政の基礎である住民基本台帳の4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と住民票コード、これらの変更情報について、国・県及び他市町村とネットワークを構築し行政事務の効率化を図る。	有	市民生活部	市民課	実施	実施	実施	実施	実施
⑬ インターネット議会中継システム事業 インターネットにより、本会議を自宅や外出先でも視聴できるようにする。	有	議会事務局	議会事務局	実施	実施	実施	実施	実施

	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
14 議会ICT推進事業 ICTを推進し、情報を早く市民へ提供することにより、議会活動の一層の透明化を図る。具体的事業として、独自ドメインを取得した市議会ホームページの運用を継続するとともに、SSL化により市議会ホームページのセキュリティ確保を図る。	有	議会事務局	議会事務局	実施	実施	実施	実施	実施	実施
15 市議会会議録検索システム インターネットを使い市議会議事録の閲覧や検索が可能なシステムの運用を継続する。	無	議会事務局	議会事務局	実施	実施	実施	実施	実施	実施
16 マイナンバーカードの普及 (マイナンバーカードの普及促進) マイナンバーカードの普及促進を図っていく。	無	総合政策部	情報政策・改革改善課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(子育てワンストップサービスの実現) 保育園の入所申請や児童手当の現況届などのオンライン化(子育てワンストップサービス)を実現するとともに、入園対象児童の保護者等への周知を行い、電子申請の普及率向上を図っていく。	無	総合政策部 子ども家庭部	情報政策・改革改善課 子ども家庭課 保育課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(介護ワンストップサービスの実現) 介護に関する手続きのオンライン化(介護ワンストップサービス)を実現するとともに、被保険者等への周知を行い、電子申請の普及率向上を図っていく。	無	総合政策部 健康福祉部	情報政策・改革改善課 介護支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(証明書コンビニ交付事業) 住民票等の証明書のコンビニ交付を推進していく。	有	市民生活部	市民課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(医療保険のオンライン資格確認の導入) 医療保険における被保険者の資格・特定健康診査・薬剤情報等を確認できる医療保険のオンライン資格確認へ対応していく。	無	総合政策部 市民生活部	情報政策・改革改善課 保険年金課	検討	実施	実施	実施	実施	実施
(引越しワンストップサービスの実現) 行政機関及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続きを一括で行うことが可能となるような引越しワンストップサービスへ対応していく。	無	総合政策部 市民生活部	情報政策・改革改善課 市民課	検討	検討	検討	実施	実施	実施
(死亡・相続ワンストップサービスの実現) 行政機関及び民間事業者等に対する死亡・相続に伴う手続きを一括で行うことが可能となるような死亡・相続ワンストップサービスへ対応していく。	無	総合政策部 市民生活部	情報政策・改革改善課 市民課	検討	検討	検討	実施	実施	実施

	実施計画位置付け	担当部	担当課	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
(被災者支援ワンストップサービスの実現) 被災者支援制度における各種手続きが可能となるような被災者支援ワンストップサービスに対応していく。	無	総合政策部 市民生活部	情報政策・改革改善課 防災危機管理課	検討	検討	検討	実施	実施	実施
(マイナンバーカードの多機能化の実現) その他、マイナンバーカードの多機能化について検討していく。	無	総合政策部 各部	情報政策・改革改善課 関係課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑰ マイナンバー制度住民記録システム運営事業 マイナンバー制度の導入に伴い、住民記録システムを改修する。	有	市民生活部	市民課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑱ マイナンバー制度収納・口座管理システム運営事業 マイナンバー制度に対応するシステムを改修し、収納・口座管理システムを利用する事業も含めて管理する。	有	財政部	税制課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑲ マイナンバー制度住民税システム運営事業 マイナンバー制度に対応するシステムを改修し、住民税システムを利用する事業も含めて管理する。	有	財政部	市民税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑳ マイナンバー制度軽自動車税システム運営事業 マイナンバー制度に対応するシステムを改修し、軽自動車税システムを利用する事業も含めて管理する。	有	財政部	市民税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
㉑ マイナンバー制度資産税システム運営事業 マイナンバー制度に対するシステムを改修し、資産税システムを利用する事業も含めて管理する。	有	財政部	資産税課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
㉒ マイナンバー制度国民年金システム運営事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、国民年金システムを改修する。	無	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
㉓ マイナンバー制度障害者福祉システム運営事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、障害者福祉システムを改修します。	有	健康福祉部	障害者支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
㉔ マイナンバー制度保育料システム運営事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、保育認定システムを改修する。	有	子ども家庭部	保育課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

	実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
②⑤ マイナンバー制度児童扶養手当システム運営事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、児童扶養手当システムを改修する。	有	子ども家庭部	子ども家庭課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②⑥ マイナンバー制度児童手当システム運営事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、児童手当システムを改修する。	有	子ども家庭部	子ども家庭課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②⑦ マイナンバー制度健康管理システム運営事業 マイナンバー制度に対するシステムを改修し、健康かるてシステムを利用する事業も含めて管理する。	有	健康福祉部	健康増進課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②⑧ マイナンバー制度後期高齢者医療システム運営事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、後期高齢者医療システムを改修する。	無	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②⑨ マイナンバー制度介護保険システム改修事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、介護保険システムを改修する。	有	健康福祉部	介護支援課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③⑩ マイナンバー制度国民健康保険システム運営事業 平成28年度から運用を開始したマイナンバー制度に対応するため、国民健康保険システムを改修する。	無	市民生活部	保険年金課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③⑪ 契約事務事業 入札参加資格申請・入札・入札結果の公開等をインターネットを利用し、電子上で行う。	有	総務部	財産活用課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③⑫ 出張所での税証明交付事業 各出張所で税関係の証明書を交付できるようにする。なお、証明の内容説明及び未申告者等に対する対応については、万全な配慮と体制を図る。	無	市民生活部	市民課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③⑬ 戸籍事務の電算化 紙戸籍から電算戸籍に移行させることにより、事務処理の迅速化などを図る。	無	市民生活部	市民課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③⑭ 市町村事務処理標準システム導入事業 国民健康保険の資格管理、保険料の賦課、収納、給付等の標準的な事務処理機能を有するシステム（国が無償提供）を導入することにより、事務の効率化を図る。	無	市民生活部	保険年金課	検討	検討	検討	検討	検討	検討
③⑮ 通訳タブレット導入事業 本庁市民課及び出張所に通訳タブレットを配備し、インターネットをとおして通訳士と会話形式または手話形式で翻訳を行うもの。	有	市民生活部	市民課	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③⑯ おくやみ相談窓口設置運営事業 死亡に関する手続きをワンストップで行えるよう、おくやみ相談窓口を設置するもの。	有	市民生活部	市民課	検討	方針決定	実施	実施	実施	実施
(5) マーケティング（総合計画第4章7節5項）	実施 計画 位置 付け	担当部	担当課	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
① 流山市ブランド確立と住民誘致の推進事業 PR・広告、イベントなどのプロモーションを行うことにより、テレビ・新聞・インターネットなどのメディアを通じて情報発信を仕掛け、流山市の知名度とイメージの向上を図るとともに、「住み続ける価値の高い街」の都市ブランドの確立に取り組む。	有	総合政策部	マーケティング課	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第6章 情報セキュリティ対策

1 情報セキュリティポリシーの運用とセキュリティ監査の推進

流山市の情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報等、外部への漏洩等が発生した場合には重大なインシデント（事故等の危難が発生するおそれのある事態）を招く内容が多数含まれています。

これらの情報や情報を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することは、市民の財産やプライバシー等の保護、行政事務の安定的な運営のためにも絶対条件といえます。

そのため、流山市の情報資産に関する情報セキュリティ対策を総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた流山市情報セキュリティポリシーを平成15年度に策定し、平成30年度にマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系における情報システム全体の強靱性向上（強靱化）を講じることを加えて改正しましたが、その的確な運用に当っては職員一人ひとりが内容をよく理解し、委託先事業者を含め共通の認識を持って、情報セキュリティポリシーを遵守しなければなりません。

今後普及する電子申請・届出などインターネットを利用した電子データの取り扱いに際しては、ウィルス対策やネットワークへの不正進入を防ぐファイアウォールの設置、職員のモラルの向上、緊急時の対応等、より一層の安全対策を講じるほか、情報セキュリティ対策について技術進歩に合わせ継続的に内容の評価・見直しを行います。

また、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認や情報セキュリティ対策の評価、見直しのため、内部的な監視や外部の専門機関による監査を実施していきます。

2 CSIRT 設置と情報共有

近年、相次ぐサイバー攻撃による重大な情報セキュリティインシデントの発生を背景として、インシデント発生時にその対応を主導し、組織に適宜対応を指示する情報セキュリティ問題を専門的に扱うCSIRT（シーサート：Computer Security Incident Response Team）の設置が求められています。

平成30年度から設置した流山市CSIRTにより、日常的な活動として、情報セキュリティに関する情報を収集し、国や自治体、外部のセキュリティ関連機関のCSIRT等と情報を共有していきます。

3 情報セキュリティ対策の充実

マイナンバー制度の施行により、自治体における更なる情報セキュリティの強化が必要となっています。

今後、情報システムや IoT 等の情報環境の整備が進む中、情報セキュリティの確保の徹底のためには、機器や情報システム等への情報セキュリティ対策をより一層実施していきます。

また、各課等の職員等一人ひとりが、情報セキュリティポリシーを遵守することはもちろん、情報セキュリティ対策の制度や技術を実際に運用する個々の職員が十分理解して、情報セキュリティ対策を実施していることが求められるため、職員に対する情報セキュリティの注意喚起、研修及び BCP 対策（事業継続対策）を継続的に実施していきます。

情報セキュリティ基本方針（情報セキュリティポリシー）抜粋

情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。

本市は、市民の個人情報や行政運営上重要な情報などの重要な情報を多数取り扱っており、これらの情報資産を個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざんから守り、また操作ミス等によるシステム障害、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全に備えることは、市民の権利、利益を守るためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。

これらの状況を鑑み、本市における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下に積極的に取り組むことを宣言する。

- 1 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。
- 2 情報セキュリティ基本方針を実行するため、情報セキュリティ対策基準を策定し、同対策基準に基づき、その実行のための具体的な手順等を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。
- 3 本市が保有する情報資産を適切に管理する。

- 4 情報セキュリティ対策の重要性を認識し、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- 5 情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- 6 情報セキュリティ対策の実施状況の定期的な監査及び自己点検等を通して、必要な対策の見直しを実施する。
- 7 全ての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。
- 8 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献する。

参考資料

1 流山市における情報化の主な取り組み

年月	内容
1966（昭和41）年4月	町・県民税の税務事務を一括処理方式で電算化
1978（昭和53）年4月	株式会社ディー・エス・ケイに基幹業務を委託
1983（昭和58）年	ワープロの導入開始
1987（昭和62）年4月	財務会計オンライン開始
1987（昭和62）年10月	市民記録オンライン開始
1987（昭和62）年10月	国民健康保険オンライン開始
1988（昭和63）年1月	水道業務オンライン開始
1989（平成元）年10月	税収納オンライン開始
1989（平成元）年10月	国民年金オンライン開始
1992（平成4）年1月	印鑑登録・外国人登録オンライン開始
1992（平成4）年4月	市民記録バックアップシステム導入
1992（平成4）年4月	給食管理システム導入
1992（平成4）年5月	人事記録システム導入
1995（平成7）年4月	市民記録通知システム導入
1995（平成7）年5月	人事記録システム切替
1996（平成8）年6月	国保遡及システム導入
1996（平成8）年8月	下水道オンラインシステム開始
1996（平成8）年11月	法人市民税システム導入
1997（平成9）年6月	保育料システム導入
1997（平成9）年6月	ワープロ最終導入
1997（平成9）年9月	市ホームページ開設
1997（平成9）年9月	予算編成システム導入
1997（平成9）年9月	健康管理システム導入
1998（平成10）年4月	下水道業務システム導入
1998（平成10）年5月	児童手当システム導入
1999（平成11）年10月	介護保険オンラインシステム開始
2000（平成12）年2月	老人保健オンラインシステム開始
2000（平成12）年4月	契約管理システム導入
2000（平成12）年4月	給食管理システム切替
2000（平成12）年6月	保育料システム切替
2000（平成12）年7月	住宅料金システム導入
2000（平成12）年10月	源泉徴収システム導入
2000（平成12）年10月	流山市庁内 LAN 推進計画策定
2001（平成13）年6月	財務会計システム切替
2001（平成13）年10月	庁内 LAN システム稼動【ネットワーク構築】
2001（平成13）年10月	情報系汎用パソコン導入【160台リース】

2001 (平成 13) 年 12 月	情報系汎用パソコン導入【90 台リース】
2002 (平成 14) 年 6 月	特別児童扶養手当システム導入
2002 (平成 14) 年 6 月	情報系汎用パソコン導入【64 台リース】
2002 (平成 14) 年 8 月	住民基本台帳ネットワークシステム稼動
2002 (平成 14) 年 9 月	選挙不在者投票システム導入
2002 (平成 14) 年 10 月	支援費システム導入
2002 (平成 14) 年 11 月	庁内 LAN システムにグループウェア導入、インターネット接続
2002 (平成 14) 年 11 月	流山市 IT 推進本部設置
2002 (平成 14) 年 12 月	情報系汎用パソコン導入【255 台リース】
2003 (平成 15) 年 4 月	申告受付支援システム導入
2003 (平成 15) 年 7 月	情報系汎用パソコン導入【23 台リース】
2003 (平成 15) 年 10 月	市ホームページリニューアル
2004 (平成 16) 年 1 月	LGWAN (総合行政ネットワーク) 接続
2004 (平成 16) 年 2 月	乳幼児医療システム導入
2004 (平成 16) 年 2 月	母子家庭医療システム導入
2004 (平成 16) 年 3 月	例規集システム稼動
2004 (平成 16) 年 4 月	議事録検索システム稼動
2004 (平成 16) 年 5 月	LGWAN 文書交換システム稼動
2004 (平成 16) 年 8 月	オンラインユーザー管理システム導入
2004 (平成 16) 年 8 月	情報系汎用パソコン導入【45 台リース】
2004 (平成 16) 年 10 月	施設予約システム稼動
2005 (平成 17) 年 4 月	携帯電話等への行政情報発信業務委託
2006 (平成 18) 年 10 月	蔵書検索システム導入
2006 (平成 18) 年 10 月	ファイルサーバシステム更新
2006 (平成 18) 年 10 月	電子調達システム導入 募集開始
2006 (平成 18) 年 10 月	情報系汎用パソコン導入【100 台購入】
2007 (平成 19) 年 6 月	電子調達システム導入 入札開始
2007 (平成 19) 年 7 月	情報系汎用パソコン導入【100 台購入】
2007 (平成 19) 年 8 月	健康カルテ導入
2007 (平成 19) 年 9 月	資産管理システム導入
2007 (平成 19) 年 10 月	ヘルスアップ事業
2008 (平成 20) 年 2 月	基幹系システムダウンサイジング【市民記録グループ稼動】
2008 (平成 20) 年 4 月	基幹系システムダウンサイジング【保険グループ稼動 (後期高齢)】
2008 (平成 20) 年 4 月	後期高齢者医療広域連合電算処理システム導入
2008 (平成 20) 年 7 月	基幹系システムダウンサイジング【保険グループ稼動】
2008 (平成 20) 年 7 月	基幹系システムダウンサイジング【税グループ稼動】

2008（平成20）年8月	情報系汎用パソコン導入【92台購入】
2008（平成20）年8月	電子申請システム導入
2008（平成20）年9月	戸籍電算システム導入
2009（平成21）年1月	LGWANシステム更新
2009（平成21）年2月	特定検診・地域健康支援システム開発
2009（平成21）年3月	臨時職員賃金等管理システム導入
2009（平成21）年4月	庁内情報端末LOG管理システム導入
2009（平成21）年6月	情報系汎用パソコン導入【120台購入】
2009（平成21）年7月	災害時における飲料水等の供給に関する協定
2010（平成22）年1月	情報系汎用パソコン導入【400台購入】
2010（平成22）年2月	市内小中学校校務用パソコン導入【300台購入】
2010（平成22）年3月	公共施設地上デジタル対応テレビ導入【45台購入】
2010（平成22）年3月	市内小中学校地上デジタル対応テレビ導入【389台購入】
2010（平成22）年6月	人事給与・出退勤管理システム導入 業者募集及び選定
2010（平成22）年9月	施設予約システム更新
2010（平成22）年10月	電子申請システム更新 業者募集及び選定
2011（平成23）年1月	人事給与・出退勤管理システム導入
2011（平成23）年3月	インターネットシステム更新
2011（平成23）年4月	電子申請システム更新
2011（平成23）年6月	スパムメール除去システム導入
2011（平成23）年10月	情報系汎用パソコン導入【36台購入】
2011（平成23）年10月	ファイルサーバシステム更新
2012（平成24）年10月	市ホームページCMSシステム導入
2012（平成24）年10月	オープンデータ公開
2013（平成25）年8月	情報系汎用パソコン導入【400台賃貸借】
2013（平成25）年9月	資産管理ソフトシステム（QND）導入
2013（平成25）年10月	情報系汎用パソコン導入【10台購入】
2014（平成26）年1月	LGWANシステム更新
2014（平成26）年4月	基幹系システム【市民記録グループ】更新
2014（平成26）年4月	基幹系システム【税グループ】更新
2014（平成26）年4月	基幹系システム【保険グループ】更新
2014（平成26）年5月	全庁LANパソコン購入【100台購入】
2014（平成26）年8月	グループウェア更新
2014（平成26）年10月	全庁LANパソコン購入【30台購入】
2015（平成27）年1月	全庁LANパソコン購入【30台購入】
2015（平成27）年5月	全庁LANパソコン購入【100台購入】
2015（平成27）年9月	外部記録媒体管理システム導入
2015（平成27）年12月	暗号化システム導入

2015 (平成 27) 年 12 月	ネットワーク検閲システム導入
2015 (平成 27) 年 12 月	基幹系ネットワークファイルサーバ導入
2016 (平成 28) 年 2 月	標的型攻撃メール対策システム導入
2016 (平成 28) 年 2 月	全庁 LAN パソコン購入【20 台購入】
2016 (平成 28) 年 3 月	全庁 LAN パソコン購入【6 台購入】
2016 (平成 28) 年 4 月	施設予約システム更新
2016 (平成 28) 年 4 月	電子申請システム更新
2016 (平成 28) 年 8 月	全庁 LAN パソコン購入【34 台購入】
2017 (平成 29) 年 1 月	基幹系バックアップシステム導入
2017 (平成 29) 年 2 月	全庁 LAN パソコン購入【2 台購入】
2017 (平成 29) 年 2 月	地図情報共有システム導入
2017 (平成 29) 年 3 月	全庁 LAN パソコン購入【5 台購入】
2017 (平成 29) 年 3 月	仮想システム導入
2017 (平成 29) 年 3 月	基幹系システム二要素認証システム導入
2017 (平成 29) 年 3 月	基幹系システム資産管理ソフト導入
2017 (平成 29) 年 6 月	統合型 GIS 導入
2017 (平成 29) 年 6 月	国保情報集約システム導入
2017 (平成 29) 年 6 月	千葉県自治体情報セキュリティクラウド導入
2017 (平成 29) 年 7 月	子育てワンストップ LGWAN-ASP 導入
2017 (平成 29) 年 7 月	番号制度連携システム導入
2017 (平成 29) 年 7 月	全庁 LAN パソコン購入【70 台購入】
2017 (平成 29) 年 10 月	ファイルサーバシステム更新
2017 (平成 29) 年 10 月	ホームページシステム更新
2017 (平成 29) 年 10 月	全庁 LAN パソコン購入【50 台購入】
2017 (平成 29) 年 12 月	全庁 LAN ネットワーク機器システム更新
2018 (平成 30) 年 5 月	基幹系システム自治体クラウド採用
2018 (平成 30) 年 8 月	全庁 LAN パソコン賃貸借【300 台賃貸借】
2018 (平成 30) 年 9 月	資産管理ソフトシステム更新
2018 (平成 30) 年 10 月	児童家庭相談システム導入
2019 (平成 31) 年 1 月	LGWAN システム更新
2019 (平成 31) 年 4 月	介護ワンストップ LGWAN-ASP 導入
2019 (令和元) 年 8 月	全庁 LAN パソコン賃貸借【339 台賃貸借】
2019 (令和元) 年 9 月	基幹系システム RPA 導入
2019 (令和元) 年 11 月	グループウェア更新
2020 (令和 2) 年 7 月	基幹系システム【市民記録グループ】更新
2020 (令和 2) 年 7 月	基幹系システム【税グループ】更新
2020 (令和 2) 年 7 月	基幹系システム【保険グループ】更新
2020 (令和 2) 年 8 月	全庁 LAN パソコン賃貸借【70 台賃貸借】
2020 (令和 2) 年 8 月	会計年度任用職員管理システム導入
2020 (令和 2) 年 8 月	テレワーク用モバイルノートパソコン購入【50 台購入】

2020（令和2）年8月	全庁 LAN システム RPA 導入
2020（令和2）年12月	議事録作成支援システム導入
2021（令和3）年4月	電子申請システム更新
2021（令和3）年8月	全庁 LAN パソコン貸貸借【50台貸貸借】
2021（令和3）年8月	多メディア一斉配信システム導入
2021（令和3）年8月	例規集システム更新
2021（令和3）年10月	施設予約システム更新
2021（令和3）年11月	生活保護世帯訪問支援用タブレット端末導入
2022（令和4）年3月	仮想システム更新

2 情報化推進計画策定経緯

日付	項目	内容
平成31年4月～ 令和元年7月	庁内調査	官民データ活用推進を踏まえた情報化関連事業にかかる庁内調査
令和元年8月～ 令和2年1月	「情報化推進計画」(全体案)について庁内調査・調整	官民データ活用推進を踏まえた「情報化推進計画」(全体案)を庁内に提示し、庁内調整実施
令和2年2月	ICT推進本部	官民データ活用推進を踏まえた情報化推進計画策定
令和3年11月～ 12月	「情報化推進計画」(全体案)について庁内調査・調整	自治体DX推進計画を踏まえた「情報化推進計画」(全体案)を庁内に提示し、庁内調整実施
令和4年1月	ICT推進本部	自治体DX推進計画を踏まえた情報化推進計画策定

3 流山市 ICT 推進本部設置要綱

(設置)

第1条 ICT（情報通信技術）を活用して、流山市情報セキュリティ委員会でを行う情報セキュリティ対策に関する調査、審議及び決定を除く情報化施策等を総合的かつ計画的に推進し、市民や企業等への行政サービスの一層の向上と行財政運営の更なる効率化を図るため、流山市 ICT 推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政及び地域の情報化施策の推進に関する基本方針等の決定。
- (2) 行政及び地域の情報化施策の推進に関する計画の策定。
- (3) 行政及び地域の情報化施策の推進に関する総合調整。
- (4) その他行政及び地域の情報化推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は副市長とし、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、部局長会議（流山市庁議等の設置及び運営に関する規則第4条第1項に規定する会議）の構成員をもって充てる。

（会議）

第4条 本部長は推進本部を招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者を推進本部に出席させることができる。
- 3 会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

（部会）

第5条 推進本部のもとに部会を設置することができる。

- 2 部会は推進本部が重要事業として指定した事項について調査・検討等を行い、その結果を推進本部に報告する。
- 3 部会は部会長及び部会員で構成する。
- 4 部会員は関係課等の中から、原則として6級職以上の職員をもって充てる。
- 5 部会長は部会員の互選により選出する。
- 6 部会長は部会を招集し、会議の議長となる。
- 7 部会は部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 部会長は必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させることができる。
- 9 部会の庶務担当者は部会員の中から部会長の指名した者とする。

（推進事業）

第6条 推進本部は、電子的処理関連事務・事業の中から、特に研究等推進が必要な事業（以下「推進事業」という。）を指定することができる。

- 2 前項により指定された事務・事業を所管する各課等は、推進本部が定める「情報化施策に関する基本方針」に則り、各事務・事業を進めるものとする。
- 3 各課等は、指定された事務・事業に関する調査・検討等の結果について、推進本部の要請があった場合は、推進本部に報告する。

（庶務）

第7条 推進本部の庶務は、総合政策部情報政策・改革改善課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。



緑視率の高い良質な住環境と
充実した子育て・教育環境で
市民の知恵と力が活きるまち。

流山市